

農業・農村の動向等に関する 年次報告

平成23年9月

福島県

ごちそう ふくしま絆づくり宣言

わたしたちの^{いのち}生命を育み豊かな恵みを与えてくれる「ふるさと」をいきいきと輝かせ、次の世代にしっかりと引き継いでいくためには、農林水産業と食、緑、環境、暮らしをつなぎ、みんなで支え合う「ごちそう ふくしま絆づくり運動」に多くの方々が参加し、農林水産業や農山漁村に対する理解を深めていくことが大切です。

ふくしまの農林水産業が将来にわたって発展していくことを目指し、わたしたち一人ひとりが主役となってこの取組みを進めることを、ここに宣言します。

わたしたちは、

- 農林水産業や農山漁村の大切さを学びます。
- 「ふるさとの恵み」に感謝し、ふくしまの農林水産物をいただきます。
- 安全・安心で顔の見える農林水産物の生産・加工・販売に取り組みます。
- 様々な交流を通して、お互いの理解を深めます。
- 一人ひとりの活動を通して、いきいきとしたふくしまを創り、次の世代にしっかりと引き継いでいきます。

目 次

I	平成22年度の施策の推進	
1	福島県農林水産業振興計画 いきいき ふくしま農林水産業振興プラン	1
2	ふくしま・地域産業6次化戦略	1
II	農業及び農村の動向	
1	平成22年度の農業及び農村の動向	
(1)	本県の概要	2
(2)	県全体の動向	3
(3)	地方の動向	12
(4)	農作物等の気象災害（東北地方太平洋沖地震による被害を除く）	19
2	農業及び農村の振興に関する基本計画の進ちよく状況	
(1)	県全体の進ちよく状況	20
(2)	地方計画の進ちよく状況	23
III	農業及び農村の振興に関して講じた施策	
1	重点戦略の推進	
(1)	みんなのチカラで自給力向上プロジェクト【重点戦略1】	26
(2)	「ふくしまの恵みイレブン」強化プロジェクト【重点戦略2】	29
(3)	有機農業の産地形成を目指した環境と共生する農業の推進【重点戦略3】	31
(4)	地域産業の6次化の推進【重点戦略4】	33
(5)	”ふくしまチャレンジゆめファーマー”育成プロジェクト【重点戦略5】	36
(6)	新規就農者の確保・定着【重点戦略6】	38
(7)	農業水利施設等ストックマネジメントの推進【重点戦略7】	39
2	米政策改革推進対策及び「水田農業改革実践プログラム」の取組み	
(1)	米政策改革推進対策に係る取組み	41
(2)	平成22年度「水田農業改革実践プログラム」の取組み	41
3	新技術の活用等による農業の振興	
(1)	農業総合センターにおける生産現場の課題を解決するための技術開発	43
(2)	県オリジナル品種・新技術等を活用した多様な農業の振興	44

4	安全・安心な農産物の供給の推進	
(1)	農産物の安全・安心の確保	46
(2)	農薬適正使用の推進	47
(3)	食品表示適正化の推進	48
(4)	米トレーサビリティ法への対応	48

5	農業・農村の多面的機能の維持・発揮と中山間地域の活性化	
(1)	「中山間地域等直接支払事業」等の推進による耕作放棄地の発生防止	49
(2)	農地・水・環境保全向上対策の実施による地域の活性化	49

6	農の雇用対策	51
---	--------	----

IV 東日本大震災の発生

1	農林水産業関係被害の発生	
(1)	地震・津波等による被害	52
(2)	原子力災害	52

2	応急的な対応	
(1)	災害復旧	54
(2)	農林漁業者への支援	54
(3)	放射性物質汚染に対する対応	54
(4)	風評被害等に対する対応	54

【参考資料】

用語解説	55
福島県農業・農村振興条例	59

I 平成22年度の施策の推進

1 福島県農林水産業振興計画 いきいき ふくしま農林水産業振興プラン

農林水産業と農山漁村を取り巻く状況は厳しさを増す一方、消費者の「食の安全」や農産物の安定供給に対する期待が高まるなど、急激に変化している中、現在及び今後見込まれる政策課題に適時的確に対応することが求められています。

このため、「農業・農村」、「森林・林業・木材産業」、「水産業」に共通する課題を解決し、将来にわたり夢と希望を持てる農林水産業と農山漁村の構築を目指し、「生命を支える『食』といきいきと暮らせる『ふるさと』の創造」を基本目標とする「福島県農林水産業振興計画 いきいき ふくしま農林水産業振興プラン」を策定しました。

振興プランがめざす姿を実現するため、農林水産業と食、緑、環境、暮らしをつなぎ、みんなで支え合う「絆づくり運動」を全県的に展開することとし、平成22年7月に、知事を本部長とする「ごちそう ふくしま絆づくり運動」県推進本部を設置しました。構成員には、「農林水産業」に関わる機関・団体等に加え、消費者や「食」に関わる方々にも広く参画していただき、県民一丸となった推進体制を整備しました。

10月に開催した「ごちそう ふくしま満喫フェア2010」や、各地方イベント、さらには本部構成機関・団体の主体的な活動等を通して、県内農林水産業に関する情報の発信と県民意識の醸成に取り組みました。

2 ふくしま・地域産業6次化戦略

福島県における地域産業6次化の推進に向けた関係機関・団体の連携を強化するため、知事を会長として、農林水産・商工・観光関係団体、学術機関、金融機関等を構成員とする「ふくしま・地域産業6次化推進協議会」を5月に設置しました。

10月には、ふくしまの「食」の魅力を県内外に発信するため、地域産業6次化で生み出された商品をはじめ、県内各地域の食文化等を幅広く紹介する「ごちそう ふくしま満喫フェア2010」を開催し（来場者は2日間で5万1,300人）、県内各地の取組みに直接触れていただくことができました。

また、地域産業6次化の実践者を育成するため「ふくしま・6次化創業塾」を開講し、73名の塾生を迎えて個別ビジネスプラン作成に向けた実践的な講座や先進地研修などを実施しました。

さらに、地域産業6次化に意欲と関心のある農業者や商工業者等を会員とし、県内に6つの地方ネットワーク組織を立ち上げ、交流を通じた情報交換やマッチングの機会創出を支援しました。

こうした取組みを支援するため、ポータルサイト「ふくしま6次化情報STATION」を立ち上げ、地域産業6次化に関する情報の一元的発信に取り組みました。

これら取組みの結果、平成22年度ふくしま農商工連携ファンド事業に13件が採択されました。

農業及び農村の動向

1 平成22年度の農業及び農村の動向

(1) 本県の概要

平成22年における販売農家数は7万520戸、農業就業人口は10万9,048人で、年々減少しています。また、65歳以上の農業就業者が全体の63.9%を占め、平均年齢も66.8歳で、全国平均65.8歳を上回っており、高齢化が一層進んでいます。

一方、新規就農者数は、平成23年5月1日現在で182人(参考値)となりました。

また、認定農業者数は、平成23年1月末現在で6,762経営体と増加傾向にあり、認定農業者への農用地の利用集積率も67.7%と増加しています。

田のほ場整備済み面積は、平成21年までに7万2,862ha(整備率69%)となっており、うち大区画ほ場(一区画が1ha以上のほ場)整備面積は2,724haとなっています。

平成21年における本県販売農家1戸当たり総所得は386万8千円、うち農業所得は122万5千円で、全国平均より高くなっています。

平成21年における農作物作付面積は12万8,100haで年々減少しています。耕地利用率は田畑計で85.2%で、前年と比べて低下しており、特に、畑の利用率の減少割合が高くなっています。

平成22年における水稲作付面積は8万600haとなっており、品種別では「コシヒカリ」及び「ひとめぼれ」の2品種で全体の9割程度を占めています。作柄は作況指数103の「やや良」となったものの、夏期の高温等の影響により品質が低下しました。

野菜では、本県の主力品目であるきゅうり、トマトともに、作付面積は前年と比べて減少し、トマトの収穫量は、夏期の高温の影響から前年対比92.0%と減少しました。

果樹の栽培面積については、日本なし、りんごが前年と比べて減少しています。いずれの品目も、高温等の影響を受けて、前年と比べて収穫量が減少しました。

花きの作付面積は、きくが前年と比べて増加しましたが、鉢物類は前年と比べて90.2%と減少しました。

畜産では、家畜の飼養戸数は年々減少しているものの、乳用牛、肉用牛、豚及び採卵鶏の1戸当たり飼養頭数・羽数は増加傾向にあります。

栽培きこの総生産量は増加傾向にあり、特に、平成21年における生しいたけ生産量は3,119tで、前年対比108.9%と増加しています。

平成23年度から戸別所得補償制度が導入されるに当たって、平成22年度は戸別所得補償モデル対策が実施されました。加入申請者は3万6,916件、米戸別所得補償モデル事業の加入申請面積は3万9,796haとなりました。

(2) 県全体の動向

ア 農業構造

(ア) 農家数

平成22年における全国の販売農家数は163万戸、主業農家は36万戸で、平成17年と比べて33万2千戸（16.9%）、7万戸（16.2%）減少しています。

本県の販売農家数は7万520戸で、平成17年と比べて1万77戸（12.5%）減少しています。販売農家に占める主業、準主業、副業的農家の割合は、それぞれ18.1%、33.5%、48.4%となっており、副業的農家の減少割合が大きくなっています。なお、65歳未満の農業専従者がいる主業農家は1万438戸となっています。

また、効率的かつ安定的な農業経営を目指す「認定農業者」は、平成23年1月末現在で6,762経営体となっており、関係機関・団体の一体的な取組みにより増加傾向にあります。

総農家数等の推移

(単位:戸、%)

項目	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	H22/H17	
総農家数	119,896	111,219	104,423	96,598	92.5	
販売農家数	100,889 (100.0)	91,660 (100.0)	80,597 (100.0)	70,520 (100.0)	87.5	
主業農家数	22,048 (21.9)	15,919 (17.4)	14,287 (17.7)	12,746 (18.1)	89.2	
うち65歳未満の農業専従者がいる農家数	18,294 (18.1)	13,577 (14.8)	11,866 (14.7)	10,438 (14.8)	88.0	
準主業農家数	35,102 (34.8)	31,197 (34.0)	24,761 (30.7)	23,617 (33.5)	95.4	
副業的農家数	43,739 (43.4)	44,544 (48.6)	41,549 (51.6)	34,157 (48.4)	82.2	
経営耕地規模別農家数	0.5ha未満	16,776 (16.6)	15,243 (16.6)	12,868 (16.0)	10,232 (14.5)	79.5
	0.5～3.0ha	76,152 (75.5)	68,420 (74.6)	59,930 (74.4)	51,942 (73.7)	86.7
	3.0ha以上	7,961 (7.9)	7,997 (8.7)	7,799 (9.7)	8,346 (11.8)	107.0

(農林水産省「農林業センサス」)

()内は販売農家に占める各農家の割合を示す。

認定農業者数の推移

(単位:経営体)

項目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	H22/H21
認定農業者数	5,613	6,141	6,398	6,647	6,782	6,762	99.7

(県農業担い手課調べ)

各年度の3月末現在の数値である。ただし、平成22年度については、東北地方太平洋沖地震の影響により取りまとめができない市町村があることから、1月末現在の数値である。

(イ) 農家人口及び農業就業人口

平成22年における全国の農業就業人口は260万6千人で、平成17年と比べて74万7千人（22.3%）減少しています。一方、65歳以上の農業就業者が61.6%を占め、高齢化が進んでいます。

本県の農業就業人口は10万9,048人で、平成17年と比べて2万5,962人（19.2%）減少しています。65歳以上の農業就業者は全体の63.9%を占め、また平均年齢66.8歳と全国平均65.8歳を上回り、高齢化が一層進んでいます。

農家人口及び農業就業人口の推移(販売農家) (単位:戸、%)

項目	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	H22/H17
農家人口	505,795	452,418	378,211	310,611	82.1
農業就業人口	148,780 (100.0)	147,501 (100.0)	135,010 (100.0)	109,048 (100.0)	80.8
男性	62,248 (41.8)	63,146 (42.8)	60,979 (45.2)	52,461 (48.1)	86.0
女性	86,532 (58.2)	84,355 (57.2)	74,031 (54.8)	56,587 (51.9)	76.4
65歳未満	83,765 (56.3)	66,479 (45.1)	53,223 (39.4)	39,344 (36.1)	73.9
65歳以上	65,015 (43.7)	81,022 (54.9)	81,787 (60.6)	69,704 (63.9)	85.2
平均年齢	-	61.7	63.8	66.8	-

(農林水産省「農林業センサス」)

()内は農業就業人口に占める各人口の割合を示す。

(ウ) 新規就農者

平成23年5月1日現在における本県の新規就農者数は、農業分野における緊急雇用対策等の取組みにより、182人(参考値)となりました。

就農形態別では、Uターン及び新規参入の割合が高くなっています。

新規就農者数の推移 (単位:人)

項目	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	H23/H22
新規学卒	36	25	32	22	16	27	21	77.8
Uターン	109	78	78	53	100	82	104	126.8
新規参入	20	13	18	23	45	83	57	68.7
合計	165	116	128	98	161	192	182	94.8

(県農業担い手課調べ)

調査基準日は5月1日、調査対象期間は前年5月2日から当該年5月1日までの1年間である。

東北地方太平洋沖地震の影響により調査を行うことができない市町村があることから、平成23年は参考値である。

(エ) 農作業の受委託

平成22年における本県の全農業経営体7万1,654戸のうち、農作業を委託した経営体は3万6,748戸、特に水稲作業を委託した経営体は3万6,018戸で、全経営体の50.3%となっています。一方、農作業を受託した経営体は7,766戸で、そのうち水稲作業を受託した経営体が7,418戸となっており、本県の作業受委託は水稲作業が中心となっています。

(オ) 農用地の利用集積

平成21年度における本県の農用地利用集積面積は5万8,420haで、前年度と比べて1,177ha(2.1%)増加しました。

そのうち、認定農業者への集積面積は3万9,526haで、前年度と比べて1,535ha(4.0%)増加し、集積率も67.7%となっています。

農用地利用集積面積の推移 (単位:ha、%)

項目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	H21/H20
農用地利用集積面積	49,223	53,018	55,470	57,243	58,420	102.1
認定農業者への集積面積	30,936	33,942	35,928	37,991	39,526	104.0
認定農業者への集積率	62.8	64.0	64.8	66.4	67.7	-

(県農業担い手課調べ)

(カ) 耕地面積

平成22年における本県の耕地面積は14万9,900haで、前年と比べて400ha(0.3%)減少しています。耕作放棄、宅地・道路等への転用などが減少の主な要因となっています。

耕地面積の推移 (単位:ha)

項目	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	H22/H21
田	107,400	106,900	106,400	105,900	105,500	105,300	99.8
畑	45,800	45,800	45,500	45,100	44,800	44,600	99.6
普通畑	32,400	32,400	32,200	32,100	31,900	31,800	99.7
樹園地	7,770	7,710	7,550	7,460	7,370	7,300	99.1
牧草地	5,660	5,690	5,660	5,630	5,610	5,590	99.6
合計	153,200	152,600	151,800	151,000	150,300	149,900	99.7

(農林水産省「耕地及び作付面積統計」)

端数処理のため、合計値が一致しないことがある。

(キ) 耕作放棄地

平成22年における本県の耕作放棄地面積は2万2,394haとなっており、平成17年と比べて686ha(3.2%)増加しましたが、増加率は低下する傾向にあります。

耕作放棄地面積の推移 (単位:ha)

項目	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	H22/H17
耕作放棄地面積	14,888	20,160	21,708	22,394	103.2

(農林水産省「農林業センサス」)

イ 農用地の整備

本県のほ場整備済み面積は、平成21年までに、田が7万2,862ha(整備率69%)、畑が1万6,696ha(同37%)、田畑合計で8万9,558ha(同60%)となっています。

また、田の整備済み面積のうち、大区画ほ場(一区画が1ha以上)は2,724haとなっています。

農用地の整備状況 (単位:ha、%)

項目	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	H21/H20
整備済み田面積	72,073 (67)	72,261 (68)	72,473 (68)	72,673 (69)	72,862 (69)	100.3
大区画ほ場(1ha以上)面積	2,585	2,610	2,660	2,703	2,724	100.8
整備済み畑面積	16,660 (36)	16,673 (36)	16,677 (37)	16,687 (37)	16,696 (37)	100.1
合計	88,734 (58)	88,934 (58)	89,150 (59)	89,360 (59)	89,558 (60)	100.2

(県農村基盤整備課調べ)

端数処理のため、合計値が一致しないことがある。

()内は整備率を示す。

ウ 農家経済

平成21年における本県の販売農家1戸当たり総所得は386万8千円で、前年と比べて5万6千円(1.4%)減少しました。このうち、農業所得は122万5千円で、全国平均より高くなっています。

一方、65歳未満の農業専従者のいる主業農家の総所得は542万5千円で、前年と比べて24万1千円(4.3%)減少しました。一方、農業所得は415万6千円、前年と比べて23万4千円(6.0%)増加し、農業依存度も上昇しました。

農家所得の推移(販売農家)

(単位:千円/戸、%)

項 目		平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
販売農家	農業所得	1,253	1,317	1,279	1,236	1,225
	農業生産関連事業所得	1	19	30	10	10
	農外所得	1,517	1,541	1,511	1,386	1,166
	年金等の収入	1,431	1,382	1,523	1,292	1,467
	総所得	4,202	4,259	4,343	3,924	3,868
	農業依存度	45.2	45.8	45.4	47.0	51.0
主業農家 (65歳未満 の農業専 従者あり)	農業所得	3,931	4,139	3,961	3,922	4,156
	農業生産関連事業所得	14	74	5	51	36
	農外所得	650	678	840	773	524
	年金等の収入	885	1,030	1,013	920	709
	総所得	5,480	5,921	5,809	5,666	5,425
	農業依存度	85.5	84.6	82.6	82.6	88.1

(東北農政局「福島農林水産統計年報」)

エ 農業生産

(ア) 農作物の作付面積

平成21年における本県の農作物作付延べ面積は12万8,100haで、前年と比べて1,100ha(0.9%)減少しています。

作物別では工芸農作物の減少割合が、また、田畑別では、田に比べ畑の減少割合がそれぞれ大きくなっています。

主要農作物の作付面積の推移

(単位:ha)

作物	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	H21/H20
水 稻	82,700	82,600	82,600	81,300	80,700	99.3
小 麦	453	411	491	482	467	96.9
大 豆	3,400	3,520	3,310	3,310	3,190	96.4
そ ば	3,070	2,970	2,990	3,300	3,190	96.7
野 菜	15,000	15,000	14,800	14,800	14,600	98.6
果 樹	7,710	7,690	7,650	7,560	7,480	98.9
花 き	642	628	620	596	620	104.0
工芸農作物	1,610	1,560	1,480	1,400	1,320	94.3
飼肥料作物	14,700	14,100	14,000	14,000	14,100	100.7
農作物作付延べ面積	131,900	131,000	130,400	129,200	128,100	99.1
田	94,800	94,200	94,000	93,200	92,600	99.4
畑	37,200	36,800	36,400	36,000	35,500	98.6

(農林水産省「耕地及び作付面積統計」、東北農政局「福島農林水産統計年報」、県園芸課調べ)

(イ) 耕地利用率

平成21年における本県の耕地利用率は田畑計で85.2%となっており、前年と比べて0.4ポイント低下しました。田に比べて、畑における耕地利用率の低下割合が大きくなっています。

耕地利用率の推移

(単位:%)

項 目	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	H21-H20
田	88.3	88.1	88.3	88.0	87.8	0.2
畑	81.2	80.3	80.0	79.8	79.2	0.6
田畑計	86.1	85.8	85.9	85.6	85.2	0.4

(農林水産省「耕地及び作付面積統計」)

(ウ) 農業産出額

平成21年における農業産出額(菌茸類を含む)は2,496億円で、前年と比べて52億円(2.0%)減少しました。

作物別では、野菜・いも類及び菌茸の産出額が増加しています。

農業産出額の推移

(単位:億円、%)

作物	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	H21/H20
米	1,012 (39.8)	975 (38.3)	901 (36.2)	987 (38.7)	948 (38.0)	96.0
麦類	1 (0.0)	1 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	-
雑穀・豆類	16 (0.6)	15 (0.6)	12 (0.5)	13 (0.5)	12 (0.5)	92.3
野菜・いも類	518 (20.4)	546 (21.5)	569 (22.9)	557 (21.9)	572 (22.9)	102.7
果実	267 (10.5)	284 (11.2)	293 (11.8)	275 (10.8)	272 (10.9)	98.9
花き	74 (2.9)	66 (2.6)	70 (2.8)	65 (2.6)	65 (2.6)	100.0
工芸農作物	56 (2.2)	51 (2.0)	47 (1.9)	50 (2.0)	46 (1.8)	92.0
畜産	529 (20.8)	537 (21.1)	525 (21.1)	535 (21.0)	513 (20.6)	95.9
菌茸	43 (1.7)	45 (1.8)	45 (1.8)	43 (1.7)	46 (1.8)	107.0
その他	27 (1.1)	25 (1.0)	24 (1.0)	23 (0.9)	23 (0.9)	100.0
計	2,543 [2,479]	2,545 [2,524]	2,486	2,548	2,496	98.0

(農林水産省「生産農業所得統計」)

端数処理のため、合計値が一致しないことがある。

平成19年度から算出方法が変更され、県内市町村間で取引された中間生産物、水田・畑作経営安定対策の導入により、麦・大豆等の該当作物の産出額に含まれていた交付金の一部が産出額に計上されないこととなったため、過去の数値と単純に比較することはできない。なお、平成17、18年の合計の[]書きは、平成19年に変更された算出方法をあてはめた場合の産出額である。

オ 農畜産物の生産動向

(ア) 水稲

平成22年における本県の水稲作付面積は8万600haとなっています。

品種別では、「コシヒカリ」が66.0%、「ひとめぼれ」が22.8%と、2品種で全体の9割程度を占めており、米価の低迷等を背景に、販売単価の高い銘柄品種に作付けが集中しています。

作柄については、全もみ数は「平年並み」となったものの、登熟が「やや良」となったことから、作況指数103の「やや良」となりました。

品質については、9月上旬まで続いた猛暑により白未熟粒が多発し、また、9月の長雨により倒伏が拡大したことなどもあり、品質は低下しました。なお、水稲うるち玄米の一等米比率は、平成23年7月末現在74.9%で、前年同期に比べて19ポイント減少しています。

また、稲作農家のうち、5ha以上(作業受託面積を含む)を経営する大規模農家数は1,562戸(参考値)となりました。

水稲の作付面積、収穫量等の推移

(単位:ha、t、kg/10a)

項目	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	H22/H21
作付面積	82,700	82,600	82,600	81,300	80,700	80,600	99.9
収穫量	449,100	433,700	445,200	438,200	436,600	445,700	102.1
10a当たり収量	543	525	539	539	541	553	102.2

(農林水産省「作物統計」)

品種構成の推移

(単位: %)

品 種	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
コシヒカリ	61.8	61.9	60.9	62.6	65.4	66.0
ひとめぼれ	25.5	25.4	25.9	24.8	20.1	22.8

(県水田畑作課調べ)

水稲作況指数の推移

項 目	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
福島県	101	98	100	100	101	103
中通り	101	98	101	100	101	103
浜通り	100	96	99	97	99	104
会津	102	98	100	103	100	102

(農林水産省「作物統計」)

大規模農家数(5ha以上)の推移

(単位: 戸)

項 目	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	H22/H21
大規模農家 (5ha以上)	1,265	1,429	1,469	1,578	1,638	1,562	95.4

(県水田畑作課調べ)

東北地方太平洋沖地震の影響により双葉地域6町2村の実績値を含まないことから、平成22年は参考値である。

(イ) 小麦・大豆・そば

平成22年産小麦の作付面積は441haで、前年と比べて26ha(5.6%)減少しました。10a当たり収量は年次間の変動が大きくなっています。

小麦の作付面積、収穫量等の推移

(単位: ha, t, kg/10a)

項 目	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	H22/H21
作付面積	453	411	491	482	467	441	94.4
収穫量	775	851	889	989	806	651	80.8
10a当たり収量	171	207	181	205	173	148	85.5

(農林水産省「作物統計」)

平成22年産大豆の作付面積は2,880haで、前年と比べて310ha(9.7%)減少しました。販売を目的として生産している大豆団地(1ha以上)は121団地、1,138ha、また、10a当たり収量は106kg、収穫量は3,050t、流通量(検査数量)は1,178tとなっており、いずれも前年と比べて減少しています。

大豆の作付面積、収穫量等の推移

(単位: ha, t, kg/10a)

項 目	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	H22/H21
作付面積	3,400	3,520	3,310	3,310	3,190	2,880	90.3
団地(1ha)数	95	131	137	147	141	121	85.8
団地(1ha)面積	686	945	1,075	1,268	1,287	1,138	88.4
収穫量	4,760	3,660	4,270	4,860	4,660	3,050	65.5
流通量	921	943	1,314	1,801	1,779	1,178	66.2
10a当たり収量	140	104	129	147	146	106	72.6

(農林水産省「作物統計」、県水田畑作課調べ)

そばは、会津地方を中心に栽培されており、作付面積は北海道、山形県に次ぐ全国3位となっています。平成22年産そばの作柄はほぼ平年並みで、収穫量は、不作であった前年の約2倍になりました。

そばの作付面積、収穫量等の推移

(単位: ha, t, kg/10a)

項 目	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	H22/H21
作付面積	3,070	2,970	2,990	3,300	3,190	3,450	108.2
収穫量	1,600	1,900	1,560	1,910	971	1,860	191.6
10a当たり収量	52	64	52	58	30	54	180.0

(農林水産省「作物統計」)

(ウ) 野菜

本県の主力品目であるきゅうり、トマトともに、作付面積は、前年と比べて減少しました。特に、トマトの減少割合が高く、収穫量も、主要作型である夏秋栽培において、夏期の高温の影響を受けて前年対比92.0%と減少しました。

アスパラガスは、会津地方が生産の中心であり、アスパラガスを経営の柱とする生産者の育成や県オリジナル品種の作付けなどにより、特徴的な産地づくりが進められています。

主要野菜の作付面積、収穫量の推移

(単位:ha、t、kg/10a)

品目	項目	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	H22/H21
きゅうり	作付面積	936	922	920	898	896	887	99.0
	収穫量	55,400	5,230	53,600	53,500	53,900	49,400	91.7
トマト	作付面積	521	522	517	506	486	472	97.1
	収穫量	31,700	30,500	32,300	33,200	31,200	28,700	92.0
アスパラガス	作付面積	458	462	464	495	470	-	94.9
	収穫量	2,010	1,740	2,030	2,010	1,970	-	98.0

(農林水産省「野菜生産出荷統計」)

アスパラガスは、平成22年の数値が公表されていないことから、平成20年と平成21年の対比である。

(エ) 果樹

平成22年におけるももの栽培面積は1,780haで、全国2位を維持しています。収穫量は2万8,200tで、高温・干ばつ等の影響により前年対比93.7%と減少しました。主な栽培品種は、中生の「あかつき」や晩生の「川中島白桃」、「ゆうぞら」などとなっています。

日本なしの栽培面積は1,150haで、前年と比べて10ha(0.9%)減少しました。収穫量は2万3,200tで、高温・干ばつ等の影響により前年対比90.6%と減少しました。

りんごの栽培面積も減少傾向にあります。栽培品種は「ふじ」が大半を占めており、着色が早く、早期収穫が可能な「優良着色系ふじ」への改植が進んでいます。

ぶどうの栽培面積は、前年と同じ293haとなっています。県北地方における雨よけ施設の導入や、県中地方における県オリジナル品種「あづましずく」の産地化などの取組みが進んでいます。収穫量は3,110tで、高温・干ばつ等の影響により前年対比92.8%と減少しました。

主要果樹の栽培面積、収穫量の推移

(単位:ha、t、kg/10a)

品目	項目	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	H22/H21
もも	栽培面積	1,750	1,760	1,800	1,790	1,790	1,780	99.4
	収穫量	33,100	29,800	27,800	31,800	30,100	28,200	93.7
日本なし	栽培面積	1,230	1,210	1,180	1,170	1,160	1,150	99.1
	収穫量	28,000	22,300	22,700	25,500	25,600	23,200	90.6
りんご	栽培面積	1,600	1,570	1,540	1,510	1,460	-	96.7
	収穫量	38,000	32,400	35,100	37,800	36,800	-	97.4
ぶどう	栽培面積	303	295	295	292	293	293	100.0
	収穫量	3,530	3,020	3,340	3,210	3,350	3,110	92.8

(農林水産省「果樹生産出荷統計」)

東日本太平洋沖地震の影響により取りまとめができないことから、りんごの平成22年の数値は公表されていない。このため、伸び率は平成20年と平成21年の対比である。

(オ) 花き

平成21年におけるきくの作付面積は128haで、前年と比べて5ha（4.0%）増加し、宿根かすみそう、りんどうも前年と同面積を維持したものの、トルコギキョウは30haで、前年と比べて2ha（6.3%）、鉢物類は37haで、4ha（9.8%）減少しました。

主要花きの作付面積の推移

(単位:ha)

品目	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	H21/H20
きく	132	125	126	123	128	104.1
宿根かすみそう	63	62	59	56	56	100.0
りんどう	39	41	39	40	40	100.0
トルコギキョウ	28	30	31	32	30	93.8
鉢物類	43	42	40	41	37	90.2

(県園芸課調べ)

(カ) 工芸農作物及び養蚕

葉たばこ、こんにゃくいもなどの工芸農作物は、中山間地域の主要作物として栽培されています。平成22年における葉たばこ作付面積は993haで、前年と比べて61ha（5.8%）減少しています。

また、平成22年におけるこんにゃくいもの作付面積は40haで、前年と比べて2ha（4.8%）減少しています。

主要工芸農作物の作付面積の推移

(単位:ha)

品目	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	H22/H21
葉たばこ	1,380	1,304	1,225	1,144	1,054	993	94.2
こんにゃくいも	33	33	27	31	42	40	95.2

(福島県たばこ耕作組合調べ、(財)日本こんにゃく協会調べ)

養蚕農家数は、高齢化等により年々減少しています。平成22年における収繭量は41tで、前年と比べて7t（14.6%）減少しています。

収繭量の推移

(単位:t)

項目	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	H22/H21
収繭量	75	65	57	51	48	41	85.4

(県園芸課調べ)

(キ) 畜産

平成23年における乳用牛の飼養戸数は548戸、飼養頭数は1万7,100頭で、前年と比べて19戸（3.4%）、500頭（2.8%）減少しています。一方、1戸当たり飼養頭数は31.2頭と増加しています。

肉用牛の飼養戸数は4,020戸、飼養頭数は7万4,200頭で、前年と比べて280戸（6.5%）、4,000頭（5.1%）減少しています。1戸当たり飼養頭数は18.5頭と増加しています。

豚の飼養戸数は113戸、飼養頭数は18万4,200頭で、平成21年と比べて23戸（16.9%）、1万6,200頭（8.1%）減少しています。一方、1戸当たり飼養頭数は1,630頭と増加しています。

採卵鶏の飼養戸数は60戸で、平成21年と比べて4戸（6.3%）減少しています。一方、飼養羽数は428万9千羽で、12万3千羽（3.0%）増加しており、1戸当た

り飼養羽数も7万1,500羽となっています。

平成21年におけるブロイラーの飼養戸数は45戸、飼養羽数は110万9千羽で、平成20年と比べて2戸（4.3%）、4万8千羽（4.1%）減少しています。

家畜・家禽飼養戸数等の推移

(単位:戸、頭、千羽)

品目	項目	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	H23/H22
乳用牛	飼養戸数	737	711	679	641	590	567	548	96.6
	飼養頭数	21,500	21,100	20,700	19,500	17,900	17,600	17,100	97.2
	1戸当たり飼養頭数	29.2	29.7	30.5	30.4	30.3	31.0	31.2	100.6
肉用牛	飼養戸数	5,340	4,920	4,830	4,730	4,480	4,300	4,020	93.5
	飼養頭数	82,100	79,200	83,600	83,400	83,700	78,200	74,200	94.9
	1戸当たり飼養頭数	15.4	16.1	17.3	17.6	18.7	18.2	18.5	101.6
豚	飼養戸数	-	160	153	145	136	-	113	83.1
	飼養頭数	-	206,700	206,200	200,400	200,400	-	184,200	91.9
	1戸当たり飼養頭数	-	1,291	1,348	1,382	1,438	-	1,630	113.4
採卵鶏	飼養戸数	-	69	63	64	64	-	60	93.8
	飼養羽数	-	4,311	4,219	4,179	4,166	-	4,289	103.0
	1戸当たり飼養羽数	-	62.5	67.0	65.3	65.1	-	71.5	109.8
ブロイラー	飼養戸数	50	50	50	47	45	-	-	95.7
	飼養羽数	1,353	1,235	1,271	1,157	1,109	-	-	95.9
	1戸当たり飼養羽数	27.1	24.7	25.4	24.6	24.6	-	-	100.0

(農林水産省「畜産統計」)

各年次の2月1日現在の数値である。

採卵鶏の飼養羽数は、成鶏めす(6カ月以上)を示す。

豚及び採卵鶏については、農林業センサ調査年である平成17年、22年の、ブロイラーについては平成22年の調査は行われていない。このため、伸び率は、豚、採卵鶏は平成21年と平成23年、ブロイラーは平成20年と平成21年の対比である。

(ク) 菌茸類

平成21年における栽培きのこ類の総生産量は5,995 tで、前年と比べて536 t（9.8%）増加しています。

生しいたけの生産量は3,119 tで、栽培きのこ類全体の52%を占め、うち菌床栽培が78%を占めています。

また、なめこの生産量は2,136 tで、前年と比べて243 t（12.8%）増加しました。

菌茸類生産量の推移

(単位:t、%)

項目	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	H21/H20
栽培きのこ総生産量	5,719	5,635	5,723	5,459	5,995	109.8
生しいたけ	2,825	2,784	2,847	2,864	3,119	108.9
なめこ	2,171	2,128	2,149	1,893	2,136	112.8

(県林業振興課調べ)

(3) 地方の動向

ア 県北地方

「くだもの王国の発展と環境と共生する農林業を育む里づくり」の実現に向け、「農林業の担い手の育成・確保」、「農業の振興」、「都市との交流促進と農山村の活性化」等に取り組みました。

農林業担い手の育成・確保については、就農相談窓口（新規就農相談所）を新設するなど支援体制の強化を図った結果、前年と比べて3名多い、58名の新規就農者を確保できました。

農業の振興については、GAP・トレーサビリティシステムによって、消費者に安全・安心な農産物を提供する体制を強化するとともに、有機性資源の循環利用を促進した結果、エコファーマー数は1,132人となりました。

また、「ごちそう ふくしま絆づくり運動」県北地方推進本部を立ち上げ、関係機関・団体との緊密な連携のもと、都市との交流促進や農山村活性化に取り組みました。「県北の森林（もり）の恵みと川俣シャモまつり満喫ツアー」の実施やグリーン・ツーリズムの推進など総合的な施策を展開しました。

「ごちそう ふくしま絆づくり運動」県北地方推進本部の取り組み

「ごちそう ふくしま絆づくり運動」県北地方推進本部を設立し、8月28日にスタートアップイベント「県北の森林（もり）の恵みと川俣シャモまつり満喫ツアー」を開催しました。ツアーには、13組33名（小人18名）が参加しました。

農林漁業者への感謝の気持ちを込めて、「絆づくり運動」ありがとうカードを書いていただき、10月10日に開催された「ごちそう ふくしま満喫フェア2010」ステージイベント（絆づくり宣言）において発表していただきました。



川俣シャモまつり会場での様子

JA伊達みらいの全共選場に新型光センサーが導入完了！

平成22年6月、県内最大のもも出荷量を誇るJA伊達みらい東部広域・伊達両共選場の稼働式が行われました。今回導入された透過式光センサーは、従来の反射式光センサーに比べ果実の内部まで測定できるため、より精度の高い選果ができるようになりました。併せて、選果時の果実傷みを軽減する装置も導入されました。



これにより、同JAの共選場は全て同じシステムによる選果体制となり、さらに、高品質で均一のとれた果実を出荷できるようになりました。

イ 県中地方

「食の絆で地域と共に発展する県中地方の農林業」の実現に向け、「担い手の育成・確保」、「生産の拡大・商品力強化」、「消費者や他産業との絆づくり」等に取り組みました。

担い手の育成・確保については、認定農業者の再認定支援や新規就農者への個別支援活動を展開するとともに、農業経営安定に向けて、戸別所得補償制度モデル対策の推進、周知・加入誘導活動を関係機関と連携して行いました。

生産の拡大・商品力強化については、産地育成プロジェクトチームを設置し、関係機関と連携して活動した結果、電気牧柵の活用による遊休農地の放牧利用拡大や田村地域のピーマン販売額の6億円達成などの成果に結びつきました。

消費者や他産業との絆づくりについては、地域産業6次化を推進するとともに、食の安全確保に向けて、エコファーマーの認定推進・技術支援や農薬適正使用推進に係る研修会の開催等に取り組みました。平成22年度末のエコファーマー認定者数は3,243名となり、前年と比べて約25%増加しました。

魅力ある「岩瀬なす」産地の維持・拡大に向けた取り組み

須賀川市・岩瀬地方では、夏秋なすをきゅうりに次ぐ振興品目として位置づけ、関係機関と連携して、新規栽培者の確保や作付推進及び巡回指導会等による栽培技術指導の実施により産地の維持・拡大に取り組みました。

平成22年2月には夏秋なすの野菜指定産地として、「すかがわ岩瀬」で新規指定を受け、生産者89名、面積12.1haと県内一の産地となりました（平成22年度実績）。



現地栽培指導会

県中地方における地域産業6次化推進の取り組み

県中地方では、「県中地方・地域産業6次化ネットワーク」を設置し、会員間の交流及び情報交換を図る交流会を4回開催し、延べ403名の参加者を得ることができました。また、ネットワークの活動により開発された商品について総合的な指導・助言を受けるため、管内の経営者等から組織される「助言委員会」を設置したほか、「6次化推進チーム」による支援活動を行うなど、工夫した取り組みを進めました。



交流会における情報交換の様子

ウ 県南地方

「清らかな源流を生かし、次世代につなぐ県南の農林業」を目指し、「源流域の保全と源流の里にふさわしい農林業の推進」、「消費者ニーズに応える産地づくりと多様な主体と連携した新たな農林業ビジネスの展開」、「地域農林業の情報収集・発信と他産業とのコーディネート」等に取り組みました。

源流の里にふさわしい農林業の推進については、環境と共生する農業推進会議を設立し、地域ぐるみ、組織ぐるみでの誘導を図った結果、水稻を中心に、化学肥料、化学農薬の低減に取り組むエコファーマーが大幅に増加し、2,041名となりました。

消費者ニーズに応える産地づくりについては、春期の低温・日照不足、夏期の高温・乾燥等、気象変動の影響を軽減するための技術支援を徹底し、農作物の安定生産・販売を確保しました。また、消費地ニーズに対応した農産物流通体制の整備を支援し、夏秋トマト、日本なし、もも等の選果・出荷システムの充実が図られました。

地域農林業の情報収集・発信と他産業とのコーディネートについては、都市・農村交流のための基盤づくりと地域産業の6次化を中心に推進し、都市農村交流の推進母体となる「しらかわ広域連携グリーン・ツーリズム推進協議会」が設立されました。また、農林漁業者と企業体等を「しらかわ・地域産業6次化ネットワーク」の会員に誘導し、会員相互の交流による新商品開発等を進めた結果、「農商工連携ファンド」に計画が採択されるなど、地域産業の6次化が進展しています。

エコファーマー認定件数が大幅に増加

県南地域では、豊かな自然環境を守りながら、将来にわたって持続可能な資源循環型農業を確立するため、県、市町村、JA等関係機関・団体が構成する「環境と共生する農業推進会議」を設置して、家畜排せつ物等有機質資源のたい肥化と土づくりを進めるとともに、化学肥料や農薬の使用低減を目指す環境保全型農業（エコファーマー、有機・特別栽培）を推進しています。

平成22年度は、たい肥生産や利用に関する研修会、農産物の需要動向に関するセミナー等を開催し、環境保全型農業を地域ぐるみ、組織ぐるみで進めた結果、JA専門部会等が集団で認定され、エコファーマーの認定件数は、前年度から倍増しました。



エコファーマー認定証授付式

エ 会津地方

「地域経済をリードする攻めの農林水産業の展開」を目指し、「地域産業6次化戦略の推進」、「環境と共生する農業の推進」、「新規需要米の推進」、「農林水産業への理解の促進」等の施策を展開しました。

農林漁業者や商工業者など地域産業6次化に関心と意欲のある個人・団体を会員として、会津地域産業6次化ネットワーク「あいづ“まるごと”ネット」を発足させました。平成23年3月末現在、延べ386名が会員となっており、会員同士の交流促進や加工食品の販売促進に取り組んでいます。

「環境と共生する農業の推進」については、管内9か所に実証ほを設置して栽培技術の実証を行うとともに、技術指導や各種研修会の開催、有機JAS認定誘導支援等を行った結果、有機栽培認定面積は139haまで拡大しました。

また、「新規需要米の推進」については、飼料用米栽培実証ほの設置による低コスト栽培体系の実証や、米粉を利用した商品の開発を進めました。

親子で参加！「会津の森と大地の恵み探検隊！」を開催

「ごちそう ふくしま絆づくり運動」会津地方推進本部を立ち上げ、スタートアップイベントと森林環境税のPRを兼ねて、平成22年10月に“親子で参加！「会津の森と大地の恵み探検隊！」”を開催しました。地元の親子等40名が参加し、間伐などの森林体験やきのこ収穫、木工クラフトなどを行うとともに、地元の新鮮食材による料理を味わうことで、会津地方の農林水産業への理解を深めることができました。



きのこ収穫体験の様子

会津地鶏のブランド化と商品化の取組み

「ふくしまの恵みイレブン」である会津地鶏のブランド力アップに向けて、地場産飼料の比率を高めるため、会津産未利用大豆の活用に取り組んでいます。

また、特定非営利活動法人素材広場、泉崎村の食肉加工業者「ノーベル」と連携し、会津地鶏の生ハムを商品化しました。試食会では、参加したシェフや食品業者から好評を得ました。



「会津地鶏の生ハム」

オ 南会津地方

「みんなが輝く園芸産地と交流の郷づくり」の実現を目指し、「多様な担い手の育成・確保による園芸作物の振興」、「森林・林業・木材産業の振興」、「6次産業化、農林業と観光産業との連携推進」、「豊かな農山村の維持・保全」を4つの柱として各種施策を展開しました。

冷涼な気象条件を生かした園芸産地の育成に取り組むとともに、施設化による生産、品質の安定化とそれに伴う収益向上を推進した結果、9名の新規就農者が確保されました。また、アスパラガスやリンドウ等の県オリジナル品種導入面積が131haとなりました。

6次産業化、農林業と観光産業との連携推進については、6次産業化の方部別ネットワークである「あいづ“まるごと”ネット」を設立するとともに、小規模農家民宿への開設支援により、前年度に比べて33軒増加の168軒となるなど、農林業と観光産業との連携が図られました。

豊かな農山村の維持・保全については、中山間地域等直接支払制度の運営支援を通じた多面的機能の確保や各町耕作放棄地対策協議会と連携した遊休農地の解消、エコファーマーによる栽培、特別栽培の普及拡大等による環境と共生する農業の推進などに取り組みました。

耕作放棄地の解消進む

平成22年5月27日に、第2回耕作放棄地発生防止・解消活動表彰において、南会津町の(有)F.K.ファームが最高賞の農林水産大臣賞を受賞しました。

南会津地方では、企業等参入者等を活用した耕作放棄地解消に積極的に取り組み、100haを超える耕作放棄地が解消されるとともに、そば、アスパラガス、土地利用型野菜等の畑作大規模経営が育成されており、今回の受賞は、これらの取り組みが高く評価されたものです。

また、これら事例を踏まえて、10月14～15日に、下郷町を会場として「東北管内耕作放棄地解消事例発表会」が開催されました。



耕作放棄地解消後のそば畑

カ 相双地方

「山・川・海の豊かな自然と多彩な地域資源が調和した農林水産業の展開」を目指して、「豊かな地域資源を生かした農山漁村の活性化」、「冬季温暖な気候を生かした農業の振興」等に取り組みました。

豊かな地域資源を生かした農山漁村の活性化に向けた地域産業6次化の取組みとして、JAふたば水稲有機・特別栽培研究会アイガモ分会が主体となり、水稲の有機・特別栽培で利用したアイガモの加工品開発や肉質改善に向けた飼養管理に取り組みました。また、相馬地方調理師会と農林漁業者との連携を図り、相双地方の野菜や魚介類を使った試作品の開発と特産品化に向けた試食会などに取り組みました。

冬季温暖な気候を生かした農業の振興については、これまでの成果を引き継ぎ「園芸王国ふくしま創造プロジェクト」を展開した結果、ブロッコリー、キャベツ、アスパラガス等の作付面積の拡大と、生産性、品質の向上が図られました。

また、アイガモ農法の推進や耕畜連携による地域有機性資源の活用など、環境と共生する農業を推進した結果、特別栽培米面積が、昨年に比べて174ha増加の3,565haとなりました。

アスパラガスの生産拡大の取組み

これまで相双地方において、産地化の取組みが低調だったアスパラガスについて、施設化の推進により、新たな特産品とするための取組みを行っています。

この取組みは、JA、市町村等との連携のもと、担い手の確保・育成、生産基盤の維持・強化、販売対策の強化等生産・販売全般にわたって行われました。

15名の新たな担い手を確保し、栽培指導会等を通じた栽培技術取得を進めるとともに、パイプハウスや小型選別機導入などを導入した生産基盤づくりを進めました。

また、小面積生産者や若年生株ほ場からも効率的に出荷ができるように、バラ集荷や夏期の予冷出荷に取り組むとともに、環境と共生する農業への取組みを強化し、販売に対してアピールできる体制づくりに努めました。

その結果、産地PRや新たな販路開拓の取組みとして、「うまそーうまアスパラ」のギフト販売が地元量販店等において開始されました。

これらの取組みを継続することにより、地域農業活性化の主力産品となることが期待されます。



地元量販店における試食販売会

キ いわき地方

「『サンシャインいわき』が育む『森林・大地・海』の恵みを未来へと」をテーマとして、いわき地方の農業・農村の振興を図りました。

農業においては、「多様な米づくりの推進」、「園芸産地の振興」、「安全・安心な農産物の提供」、「6次産業化や農商工連携」等の施策を展開しました。

多様な米づくりの推進については、稲WCSなど新規需要米の需給体制の強化を図ることで、新規需要米（稲WCS・飼料用米）の取組面積が、31haから52haに拡大しました。

また、園芸については、園芸王国ふくしま創造いわき地方推進会議を開催し、「サンシャインいわき園芸産地強化戦略」を策定して産地振興に取り組みました。

さらに、安全・安心な農産物の提供では、エコファーマーや特別栽培、有機栽培への誘導、GAPへの取組みを支援することで、消費者に安全・安心な生産物を提供できる体制を強化しました。

併せて、「ふくしま・地域産業6次化戦略」に基づく推進体制を確立するため、「いわき地域産業6次化ネットワーク」を設立するとともに、相談窓口を設置して対応しました。

基盤整備については、中山間地域のほ場整備が進んでいる反面、平坦地の整備率が低い状況にあるため、これら地域を中心にほ場整備を進めました。

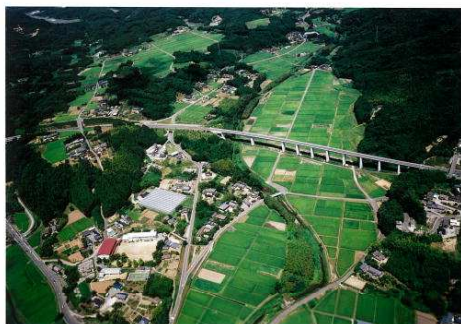
「優良農地の整備（大野第一地区）」の取組み

ほ場の大型化、水管理の省力化による農用地の利用集積や担い手の育成・確保と一体となったほ場整備を推進し、平成22年度は、「大野第一」と「大久」の2地区において経営体育成基盤整備事業を実施しました。

このうち、「大野第一」地区は、平成16年度から工事に着手し、37.2haの区画整理が昨年度完了しました。工事後の集積率として、30a以上の区画では約50%、1ha以上の区画では約29%となっており、大規模集積が図られました。

また、担い手として、新たに農業生産法人「株式会社 ゆいのさと駒込」が結成され、イチゴのハウス栽培など水稻以外の品目導入にも取り組んでいます。

さらに、隣接した地域（大野第二地区（H23～））においても、ほ場整備の取組みが始まりました。



大野第一地区 施工前（H16撮影）



同左 施工後（H23撮影）

(4) 農作物等の気象災害（東北地方太平洋沖地震による被害を除く）

ア 農作物等の被害状況

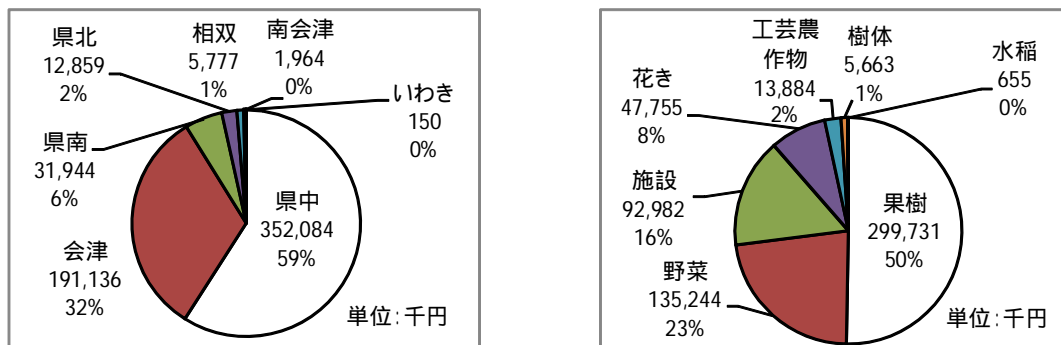
平成22年度は、凍害、霜害、ひょう害、水害、風害が合計24件発生し、県内の農作物等の被害額は約5億9,600万円となりました。

特に、7月25日、27日のひょう害によって、県中地方を中心に3億3,000万円余りの被害が発生しました。また、12月25日、26日の雪害によって、会津地方において1億7,000万円の被害が発生しました。いずれの災害に対しても県農業等災害対策補助事業を実施しました。

地方別には、県中地方が約3億5,200万円と全体の59%、次いで会津地方が約1億9,100万円と全体の32%を占めています。

作物別では、果樹が約3億円と全体の50%、次いで野菜が約1億3,500万円と全体の23%を占めています。家畜、飼料作物に関する被害はありませんでした。

平成22年度農作物等被害額 【総額 5億9,600万円】



イ 農地等の被害状況

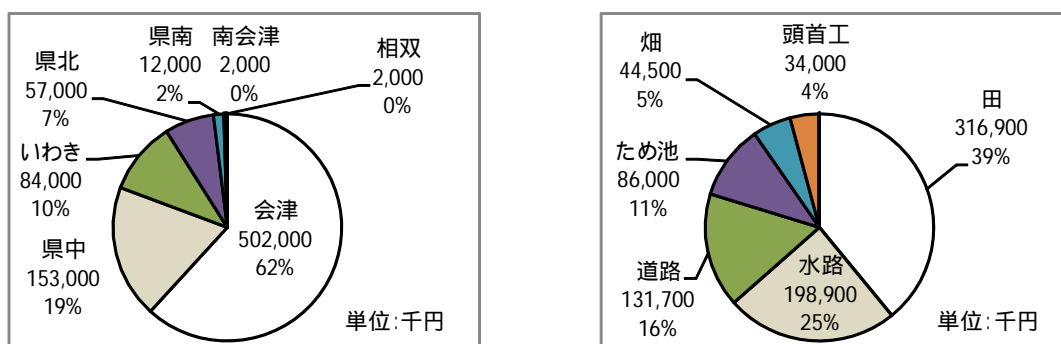
平成22年度は、豪雨による災害が15件と天栄村を震源とする地震による災害が1件発生し、県内の農地等被害額は8億1,200万円となりました。

そのうち、9月23日の豪雨によって、会津地方で3億2,500万円の被害が発生しました。これは、平成22年度の被害額全体の40%となっています。

地方別では、会津地方が5億200万円と最も被害額が多く、次いで、県中地方、いわき地方の順となりました。

施設別では、田の被害が約3億1,700万円と全体の39%を占め、次いで水路が約1億9,900万円と全体の25%を占めています。

平成22年度農地等被害額 【総額 8億1,200万円】



2 農業及び農村の振興に関する基本計画の進ちょく状況

- 「いきいき ふくしま農林水産業振興プラン」の主要指標の現況値 -

「いきいき ふくしま農林水産業振興プラン」に掲げた、県全体及び地方における指標の進ちょく状況は、以下のとおりです。

(1) 県全体の進ちょく状況

魅力ある農山漁村の形成

指標	指標名	現況値 [A]	目標値 [B]	実績値 [C]	進ちょく率(%)	
					C/A	C/B
1	農産物加工品販売額	65 億円	90 億円 以上	68 億円 H20実績値	104.6	75.6
2	農商工連携体を把握した件数	- 件	75 件 以上	110 件 H22～26累計	-	146.7
3	グリーン・ツーリズムインストラクターによる受入人数	218 千人	230 千人 以上	258 千人 H22(暦年)	118.5	112.3
4	絆づくりを促進する運動の認知度	33 %	50 % 以上	34.4 %	104.2	68.8
5	福島県農林水産部メールマガジン登録件数	546 件	3,000 件 以上	964 件	176.6	32.1
7	農業集落排水処理人口	132,657 人	145,000 人 以上	134,402 人 H21実績値	101.3	92.7
8	緊急点検による要整備ため池整備率	0 %	11 % 以上	2 %	-	20.0
10	海岸保全施設整備率 (農地海岸)	57.3 %	61 % 以上	60.8 %	106.1	99.7

農業の振興

指標	指標名	現況値 [A]	目標値 [B]	実績値 [C]	進ちょく率(%)	
					C/A	C/B
13	農業関連産出額	2,500 億円	2,700 億円 以上	2,496 億円 H21(暦年)実績値	99.8	92.4
14	食料自給率(カロリーベース)	85 %	増加をめざす	87 % H21概算値	102.4	-
15	認定農業者数	6,647 経営体	8,300 経営体 以上	6,762 経営体	101.7	81.5
16	新規就農者数	② 161 人 H21.5.1	210 人 以上	182 人 H23.5.1(参考)	113.0	86.7
17	過疎・中山間地域における新規就農者数	② 81 人	増加をめざす	88 人	108.6	-
18	農業生産法人等数	364 法人	550 法人 以上	394 法人	108.2	71.6
19	耕作放棄地の解消面積	41 ha	2,000 ha 以上	204.3 ha H22～26累計	498.3	10.2
20	うつくしま農林水産ファンクラブ会員数	1,827 人	3,000 人 以上	2,622 人	143.5	87.4
21	農産物直売所の販売額	79.5 億円	増加をめざす	95.9 億円	120.6	-
22	学校給食における地場産物活用割合	34.7 %	40 % 以上	36.1 %	104.0	90.3
23	福島県産農産物の海外輸出力	147.9 トン	500 トン 以上	153.0 トン	103.4	30.6

指標	指標名	現況値 [A]	目標値 [B]	実績値 [C]	進捗率(%)	
					C/A	C/B
24	女性の認定農業者数	314 経営体	830 経営体 以上	471 経営体	150.0	56.7
25	家族経営協定締結数	941 戸	1,400 戸 以上	1,048 戸	111.4	74.9
26	農作業死亡事故年間発生件数	16 件	8 件 以下	19 件 H21(暦年)	118.8	237.5
27	農用地利用集積面積	57,243 ha	96,000 ha 以上	58,420 ha H21実績値	102.1	60.9
28	農業所得目標を達成した認定農業者数	- 経営体	5,000 経営体 以上	364 経営体 H22～26累計	-	7.3
29	機能向上により用水供給が確保される面積	67,508 ha	80,000 ha 以上	76,840 ha	113.8	96.1
30	機能向上により排水条件が改善される面積	74,013 ha	75,000 ha 以上	74,297 ha	100.4	99.1
31	ほ場整備率(水田)	74.3 %	75 % 以上	74.9 %	100.8	99.9
32	農用地利用集積率(ほ場整備事業実施地区)	47.5 %	70 % 以上	47.5 %	100.0	67.9
33	農道整備率	40 %	41 % 以上	40 %	100.8	98.3
34	補修・更新により安定的な用水供給機能が維持される面積	- ha	39,000 ha 以上	7,147 ha H22～26累計	-	18.3
35	補修・更新により湛水防除が維持される面積	- ha	200 ha 以上	0 ha H22～26累計	-	0.0
36	継続して点検診断し、計画管理されている農業水利施設の割合	100 %	100 %	100 %	100.0	100.0
37	農地・水・環境の良好な保全を図る共同活動を行う面積	36,757 ha	46,000 ha 以上	37,856 ha	103.0	82.3
38	農地・水・環境の良好な保全を図る共同活動への参加者数	321,500 人	増加をめざす	330,418 人	102.8	-
39	中山間地域等における地域維持活動を行う面積	16,321 ha	17,600 ha 以上	15,874 ha H21実績値	97.3	90.2
40	中山間地域等における地域維持活動への参加者数	30,268 人	増加をめざす	27,357 人 (速報値)	90.4	-
41	特色ある多様な米づくりの作付面積	28,192 ha	37,700 ha 以上	35,889 ha H21実績値	127.3	95.2
42	県産大豆の上位等級(1、2等級)比率	61.2 %	75 % 以上	46.5 %	76.0	62.0
43	経営安定に資する対策への加入面積 大豆	1,124 ha	1,800 ha 以上	1,398 ha	124.4	77.7
44	経営安定に資する対策への加入面積 麦	445 ha	570 ha 以上	389 ha H21実績値	87.4	68.2
45	「会津のかおり」の作付面積	67 ha	1,200 ha 以上	800 ha H21実績値	1194.0	66.7
46	野菜の作付面積	14,899 ha	15,700 ha 以上	14,700 ha H21実績値	98.7	93.6
47	きゅうりの作付面積	898 ha	970 ha 以上	887 ha	98.8	91.4
48	トマトの作付面積	506 ha	540 ha 以上	472 ha	93.3	87.4
49	アスパラガスの作付面積	495 ha	570 ha 以上	470 ha H21実績値	94.9	82.5
50	果樹の栽培面積	7,560 ha	7,840 ha 以上	7,480 ha H21実績値	98.9	95.4
51	ももの栽培面積	1,790 ha	1,860 ha 以上	1,780 ha	99.4	95.7
52	日本なしの栽培面積	1,170 ha	1,180 ha 以上	1,150 ha	98.3	97.5

指標	指標名	現況値 [A]	目標値 [B]	実績値 [C]	進捗よ率 (%)	
					C/A	C/B
53	花きの作付面積	596 ha	650 ha 以上	620 ha H21実績値	104.0	95.4
54	りんどうの作付面積	40 ha	60 ha 以上	40 ha H21実績値	100.0	66.7
55	工芸農作物の作付面積	1,400 ha	1,100 ha 以上	1,320 ha H21実績値	94.3	120.0
56	肉用牛飼養頭数	83,400 頭	91,900 頭 以上	78,200 頭	93.8	85.1
57	肉用牛肥育出荷頭数	30,529 頭	39,400 頭 以上	33,042 頭 H21実績値	108.2	83.9
58	乳用牛飼養頭数	17,900 頭	19,300 頭 以上	17,600 頭	98.3	91.2
59	生乳生産量	105,748 トン	113,200 トン 以上	103,072 トン	97.5	91.1
60	豚飼養頭数	200,400 頭	206,600 頭 以上	200,400 頭 H21実績値	100.0	97.0
61	肉豚出荷頭数	363,688 頭	379,500 頭 以上	376,805 頭 H21実績値	103.6	99.3
62	採卵鶏飼養羽数	5,779 千羽	6,000 千羽 以上	5,698 千羽 H21実績値	98.6	95.0
63	肉用鶏飼養羽数	1,282 千羽	1,360 千羽 以上	1,109 千羽 H21実績値	86.5	81.5
64	飼料作物作付面積	13,400 ha	16,000 ha 以上	14,000 ha	104.5	87.5
65	大消費地へのふくしまの「顔」 となる青果物の供給量	36,500 トン	43,000 トン 以上	38,791 トン	106.3	90.2
66	県アンテナショップ(首都圏)におけるプロ モーション実施回数	61 回	増加をめざす	80 回	131.1	-
67	福島県産農産物の海外向け出荷 額	9 千万円	20 千万円 以上	6 千万円	66.7	30.0
68	試験研究課題における実用的成 果の割合	83 %	100 %	54 %	65.1	54.0

安全・安心な農林水産物の提供

指標	指標名	現況値 [A]	目標値 [B]	実績値 [C]	進捗よ率 (%)	
					C/A	C/B
90	G A P に取り組む産地数	66 産地	186 産地 以上	124 産地	187.9	66.7
91	J A S 法に基づく生鮮食品の適 正表示率	93.6 %	100 %	94.0 %	100.4	94.0
93	小学校における「田んぼの学 校」取組校数	95 校	増加をめざす	98 校	103.2	-

自然・環境との共生

指標	指標名	現況値 [A]	目標値 [B]	実績値 [C]	進捗よ率 (%)	
					C/A	C/B
94	エコファーマー数	16,881 人	20,000 人 以上	18,671 人	110.6	93.4
97	認証を受けた特別栽培農産物の 作付面積	5,179 ha	7,800 ha 以上	6,104 ha	117.9	78.3
98	有機農産物の作付面積	233 ha	370 ha 以上	282 ha	121.0	76.2
99	農業用使用済プラスチックの組 織的回収率	73.0 %	100 %	59.5 %	81.5	59.5

振興プランに掲げた指標のうち、農業及び農村に関わる指標のみを掲載した。

目標値は平成26年度、実績値は、断りがない限り平成22年度の値である。

網掛けした指標は、総合計画と共通の主要指標である。

東北地方太平洋沖地震の影響により、取りまとめできない数値がある。

(2) 地方計画の進捗状況

県北地方

指標	指標名	現況値 [A]	目標値 [B]	実績値 [C]	進捗率(%)	
					C/A	C/B
1	認定農業者数	1,888 経営体	2,230 経営体 以上	1,919 経営体	101.6	86.1
2	新規就農者数	26 人	60 人 以上	58 人	223.1	96.7
3	エコファーマー数	1,127 人	2,800 人 以上	1,132 人	100.4	40.4
4	もも出荷数量(福島・伊達地域)	15,930 トン	17,000 トン 以上	12,853 トン	80.7	75.6
5	農産物直売所の販売額	25.2 億円	増加をめざす	26.3 億円	104.4	-
6	ほ場整備率(水田)	61.2 %	61.5 % 以上	61.3 %	100.2	99.7
7	農道整備率	50.1 %	50.4 % 以上	50.3 %	100.4	99.8
8	緊急点検によるため池整備数	- 箇所	17 箇所 以上	3 箇所	-	17.6
9	基幹水利施設の補修・更新施設数	- 施設	3 施設 以上	2 施設	-	66.7

県中地方

指標	指標名	現況値 [A]	目標値 [B]	実績値 [C]	進捗率(%)	
					C/A	C/B
1	認定農業者数	1,199 人	1,700 人 以上	1,146 人	95.6	67.4
2	園芸作物出荷額	75.4 億円	82 億円 以上	80.7 億円	107.0	98.4
3	エコファーマー数	2,615 人	3,100 人 以上	3,243 人	124.0	104.6
4	農産物直売所販売額	26.7 億円	増加をめざす	30.0 億円 H21実績値	112.4	-
5	耕作放棄地の解消面積	15 ha	520 ha 以上	96 ha H22～26累計	640.0	18.5
6	ほ場整備率(水田)	62.5 %	63 % 以上	63.0 %	100.8	100.0
7	農業集落排水処理人口	41,775 人	45,000 人 以上	41,807 人 H21実績値	100.1	92.9

県南地方

指標	指標名	現況値 [A]	目標値 [B]	実績値 [C]	進捗率(%)	
					C/A	C/B
1	エコファーマー数	877 人	1,200 人 以上	2,041 人	232.7	170.1
2	農業集落排水処理人口	38,919 人	42,000 人 以上	39,494 人	101.5	94.0
6	主要園芸作物栽培面積	296 ha	314 ha 以上	307 ha	103.7	97.8
7	農業生産法人数	36 法人	54 法人 以上	43 法人	119.4	79.6
8	農商工等連携体を把握した件数	0 件	11 件 以上	3 件	-	27.3
9	農産物直売所販売額	9.5 億円	増加をめざす	13.3 億円	140.0	-
10	新規就農者数	10 人	20 人 以上	17 人	170.0	85.0
11	農林業・農村体験者受入数	3,706 人	5,700 人 以上	4,970 人	134.1	87.2

会津地方

指標	指標名	現況値 [A]	目標値 [B]	実績値 [C]	進捗率(%)	
					C/A	C/B
1	農商工連携促進法に基づく計画認定数	2 件	15 件 以上	3 件	150.0	20.0
2	バイオマスタウン構想策定市町村数	2 市町村	7 市町村 以上	3 市町村	150.0	42.9
5	小規模農家民宿数	30 軒	60 軒 以上	48 軒	160.0	80.0
6	認定農業者数	1,481 人	1,670 人 以上	1,602 人	108.2	95.9
7	農地・水・環境の良好な保全を図る共同活動を行う面積	10,934 ha	13,600 ha 以上	11,370 ha	104.0	83.6
8	補修・更新により安定的な用水供給機能が維持される面積	0 ha	14,100 ha 以上	279 ha	-	2.0
9	地産地消推進店数	23 店舗	50 店舗 以上	33 店舗	143.5	66.0

南会津地方

指標	指標名	現況値 [A]	目標値 [B]	実績値 [C]	進捗率(%)	
					C/A	C/B
1	新規就農者数	9 人	9 人 以上	9 人	100.0	100.0
2	集落営農取組み集落数	28 集落	37 集落 以上	28 集落	100.0	75.7
3	県オリジナル品種導入面積	26 ha	220 ha 以上	131 ha	503.8	59.5
4	かん水同時施肥導入率(夏秋トマト)	20 %	30 % 以上	25 %	125.0	83.3
6	年間販売額1千万以上の直売所・加工所の組織数	5 組織	8 組織 以上	6 組織	120.0	75.0
7	小規模農家民宿数	54 軒	200 軒 以上	168 軒	311.1	84.0
8	教育旅行受入者数(延べ宿泊数)	621 人	増加をめざす	4,158 人	669.6	-
9	エコファーマー数	540 人	600 人 以上	626 人	115.9	104.3
10	補修・更新により安定的な用水供給機能が維持される面積	- ha	80 ha 以上	0 ha	-	0.0

相双地方

指標	指標名	現況値 [A]	目標値 [B]	実績値 [C]	進捗率(%)	
					C/A	C/B
1	グリーン・ツーリズムインストラクターによる受入数	39,696 人	42,000 人 以上	34,623 人	87.2	82.4
2	認定農業者数	1,037 人	1,060 人 以上	1,025 人	98.8	96.7
3	特別栽培米面積	2,691 ha	4,400 ha 以上	3,565 ha	132.5	81.0
4	大豆栽培面積(団地)	532 ha	570 ha 以上	510 ha	95.9	89.5
5	ブロッコリー栽培面積	172.9 ha	210 ha 以上	244.8 ha	141.6	116.6
6	肉用牛飼養頭数	14,125 頭	14,700 頭 以上	- 頭	-	-
7	ほ場整備率(水田)	71.8 %	75.0 % 以上	72.2 %	100.6	96.3
8	海岸保全施設整備率(農地海岸)	57.3 %	61.0 % 以上	60.0 %	104.7	98.4

いわき地方

指標	指標名	現況値 [A]	目標値 [B]	実績値 [C]	進捗率(%)	
					C/A	C/B
1	園芸作物の振興 (いちごの収穫量)	142 ト	280 ト 以上	151 ト	106.3	53.9
2	同 (ねぎの収穫量)	825 ト	1,250 ト 以上	790 ト	95.8	63.2
3	同 (養液栽培面積)	1,647 a	2,300 a 以上	1,937 a	117.6	84.2
4	エコファーマー数	466 人	900 人 以上	614 人	131.8	68.2
5	農業生産法人数	35 法人	52 法人 以上	38 法人	108.6	73.1
6	直売所の販売額	3.2 億円	増加をめざす	3.7 億円 H21実績値	115.6	-
7	ほ場整備率(水田)	49.4 %	51.2 % 以上	50.0 %	101.2	97.7
8	シイタケ生産量	20 ト	220 ト 以上	247 ト	1235.0	112.3
13	小規模農家民宿数(宿泊者数)	0 軒 (0) 人	25 軒 以上 (655) 人 以上	8 軒 (16) 人	-	32.0 2.4

振興プランに掲げた指標のうち、農業及び農村に関わる指標のみを掲載した。
 目標値は平成26年度、実績値は、断りがない限り平成22年度の値である。
 東北地方太平洋沖地震の影響により、取りまとめできない数値がある。

農業及び農村の振興に関して
講じた施策

1 重点戦略の推進

(1) みんなのチカラで自給力向上プロジェクト【重点戦略1】

ア 地域自給力向上に向けた組織づくり

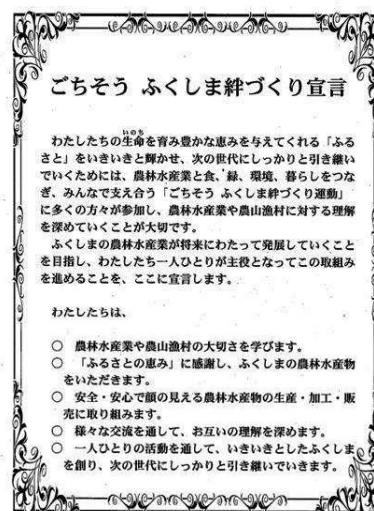
農林水産業と食、緑、環境、暮らしをつなぎ、みんなで支え合う「絆づくり運動」を全県的に展開するため、平成22年7月に知事を本部長とする「ごちそう ふくしま絆づくり運動」県推進本部を、また7～8月には各地方推進本部を設置しました。

平成22年10月10日、11日に開催した「ごちそう ふくしま満喫フェア2010」において、具体的な運動項目をまとめた「ごちそう ふくしま絆づくり宣言」を発表、制定したほか、県内各地域でイベント等を開催し、消費者と農業者等の交流促進を図りました。また、農林水産ポータルサイトやメールマガジンの発行（年間23号、登録者数964名(平成23年3月現在)）を通して、県内農林水産業に関する情報を広く発信しました。

ごちそう ふくしま絆づくり宣言の制定

「絆づくり運動」の趣旨をわかりやすく具現化し、広く取り組んでもらうため、県民の方々から募集した現在取り組んでいる活動や、これから取り組んでいきたいこと（応募162件）を宣言としてとりまとめました。

平成22年10月10日、「ごちそう ふくしま満喫フェア2010」アトラクション・ステージにおいて、庄條徳一県推進本部副本部長（JA中央会会長）をはじめ、地方イベントに参加した児童・生徒、生産者が読み上げて、「ごちそう ふくしま絆づくり宣言」が公表されました。



イ 集団給食等を起点とした食材の地産地消の推進

JA、NPO法人、任意組合等による集団給食施設等に対する地域農産物の供給ルート確立のための推進活動を展開しました。また、県内の旅館ホテル、給食施設を有する企業等に対してアンケート調査（対象1,461施設・回答628施設）を実施して、今後の県産食材利活用に関する課題整理を行うとともに、農林事務所との間で情報の共有化を図りました。

また、企画調整部と連携して、県内の病院、社員食堂、給食事業者等を直接訪問(17社)して、それぞれの実情把握と今後の利活用に向けた推進活動を展開しました。

**みんなのチカラで地域自給力向上プロジェクト事業
(地元産食材の利用推進活動事業)の取組概要**

事業実施主体	主な供給先	実施内容
本宮方部農産物 一次加工推進協議会	学校給食 (一次加工品の納入)	じゃがいも、小松菜等を一次加工(皮むき、カット)して学校給食センターへ納入し、加工コスト抑制等の効果を実証した。
たむら農業協同組合	学校給食 (冷凍ほうれんそうの納入)	冷凍ほうれんそうを委託加工し、学校給食(15校)に供給し、利用性等を調査した。
NPO法人はいつと	旅館、民宿等	地場産品照会資料を作成し、生産者、実需者ともに情報を入手できるシステムを作成した。
広野町二ツ沼総合公園 直売所利用組合	学校給食 企業内給食(JFAアカデミー)	町特産品を使用したメニューの試作し、学校給食での交流給食会等を開催した。
葛尾村いきいき交流 促進協議会	学校給食 (加工品の試食・納入)	かぼちゃ等の加工品に関するアンケート調査を行い、今後の加工品開発に役立つ情報を収集した。
	高齢者ヘルシー弁当	高齢者向けの宅配ヘルシー弁当を試作し、試食等を通じて意見、情報を収集した。
川前町商工会	レジャー施設 (いわきの里鬼ヶ城)	大根、白菜の加工品をレジャー施設に提供し、観光客に対するアンケート調査を実施した。

学校給食センターへの地元産カット野菜の導入について

生産者組織、給食事業者及び加工組織等で構成する本宮方部農産物一次加工推進協議会において、学校給食センターへ地元産農産物を使用したカット野菜を導入するための実証実験を行いました。

本宮市と大玉村の小・中学校に約3千食を供給する本宮方部学校給食センターでは、地元の農産物直売所から購入する季節の野菜以外は、業者からカット野菜として仕入れていました。

協議会では、農産物直売所との調製、調達と加工の実証試験を計5回を行い、じゃがいも、小松菜等合計380kgを給食センターに納品しました。カット業者と同等の品質を保ちつつ、加工に係るコスト抑制、さらに雇用確保にもつながることが実証され、今後の本格導入に向けた道筋ができました。



協議会で調製(カット)した小松菜

ウ 地域における耕作放棄地の有効活用の促進

平成22年7月に「福島県遊休農地活用推進会議」を開催し、構成員に外部団体やNPO法人を加えて推進体制の強化を図ったほか、「福島県遊休農地活用に関する基本方針」を改訂して耕作放棄地に関する認識の共有化と対策の強化を図りました。

地域耕作放棄地対策協議会も、対象となる57市町村のうち55市町村で設置され、県・地方・市町村ごとの各組織が連携を密にし、耕作放棄地の発生未然防止や再

生利用の促進に取り組みました。

その結果、国交付金や県単独補助事業等を活用して204.3haの耕作放棄地が再生利用されました。認定農業者や集落営農組織による再生利用が進むとともに、農外企業4社、NPO1法人が耕作放棄地を活用して農業に新規参入しました。

また、新たに、泉崎村の障がい者福祉施設における耕作放棄地を活用した農産物生産を支援するとともに、檜葉町地域協議会が町内の2小学校と連携して教育ファームを設置し、子供たちの農業体験を支援するなど、多様な主体による解消対策に取り組みました。

その他、県民をはじめ、幅広い方々47名の登録を得て、ボランティア組織「ふくしま・たがやし隊」を結成し、石川町の要請に応じ耕作放棄地の再生作業を支援したほか、推進セミナーを下郷町にて開催、東北管内から170名の参加を得、優良事例の発表や再生機械の実演等を実施しました。

さらに、「農地・水・環境保全向上対策」や「中山間地域等直接支払制度」などを利用して農地や水路等の適切な維持・管理活動を行うことにより、耕作放棄地の発生未然防止に努めました。

エ 地域の食関連産業との連携による地元農産物の生産・利用の拡大

「食彩ふくしま地産地消推進店」の認定数が226店舗（平成22年新規認定65店舗）に拡大するとともに、イベント等における積極的な入会誘導によって、「うつくしま農林水産ファンクラブ」会員が2,622名（平成22新規入会392名・団体、平成23年3月現在）と大きく増加し、食関連産業等と連携した地元農産物の利活用推進の動きが拡大しました。

(2) 「ふくしまの恵みイレブン」強化プロジェクト【重点戦略2】

ア 「ふくしまの恵みイレブン」の戦略的な生産拡大

園芸6品目(きゅうり、トマト、アスパラガス、もも、日本なし、ぶどう)は、全県的な生産拡大を図るため、「園芸産地パワーアップ・プロジェクト」を立ち上げ、アスパラガス産地における新規栽培者への技術支援による定着促進やももの商品開発によるブランド力強化など、県内48産地が担い手確保・育成や販売力強化など、それぞれの目標達成に向けた活動に取り組みました。

もも新商品「伊達の蜜姫」

「A伊達みらいの新商品「伊達の蜜姫」(糖度13度以上)は、主に県内の消費者をターゲットに大手量販店と連携して開発した新ブランドです。消費宣伝活動の結果、幅広い消費者層から支持されるアイテムとして高い評価を得ることができました。



イ 「ふくしまの恵みイレブン」の重点的プロモーション活動の展開

「ふくしまの恵みイレブン」の販売促進については、首都圏の高級量販店等(大丸東京店、東急東横店、Odakyu OX)でサマー、トータル、ウインターの各プロモーションを実施した結果、継続して取引できる環境が整ってきました。また、県八重洲観光交流館における4回のプロモーションをはじめ、県内外(「ふくしま環境・エネルギーフェア」・「ごちそうふくしま 満喫フェア」(ビックパレットふくしま)「ほっとする、ふくしま 大交流フェア」(池袋サンシャインシティ)等)でイレブン品目のPRを実施しました。

また、福島牛販売促進協議会による「福島牛販売指定店統一キャンペーン」(夏期と冬期の2回)が実施されました。なお、「福島牛」購入者、飲食者には、抽選で「ふくしまイレブン品目」が提供されました。

会津地鶏については、平成22年4月に「会津地鶏ブランド拡大戦略会議」を設立し、実需者、生産者、行政機関が一体となってブランド化を推進しています。

なめこについては、高級量販店等(高島屋、成城石井)において、県オリジナル品種「福島N2号」のPR試食販売を実施しました。また、「福島N3号」「同4号」の加工食品(真空低温調理パック)を開発し、レストラン等へのサンプル提供や「福島県きのこまつり」等のイベントを通して、なめこ、加工食品のPRを実施しました。

トータルプロモーション・オープニングセールス(9/1開催)

大丸東京店で1週間開催される初日には、農林水産部長をはじめ、ふくしまイレブン販売促進協議会メンバーらによるオープニングセールス(試食PR)が開催されました。地下食品フロアの果物・野菜・肉の各コーナーにミニのぼり等の販促資材を配し、ミスピーチキャンペーンクルーによる果物PRや購入者へのプレゼントキャンペーン用応募ハガキの配布等も行い、昼休み中の多くのお客様にアピールできました。



今回は、ももとなしをメインに、旬の野菜や「福島産」カツオも販売しました。また、県ブランド認証日本酒3種の試飲販売が実現するなど、「ふくしま産品」の知名度も向上したと言えます。1週間続いた「大丸東京店」の「福島県フルーツまつり」「福島牛フェア」の最後には、店舗側から「今後、来年に向け、売り込めるモノでまた提案して欲しい。」とのお話をいただきました。

ウ 「ふくしまの恵みイレブン」の輸出促進

輸出促進活動として、県内の5JAに対して、ふくしまイレブン輸出促進事業による支援を行うとともに、平成23年2月に「県産農産物輸出促進セミナー」を開催し、中国等主要市場の動向等に関する講演、課題に関する全体討議などを実施しました。

平成22年度は、JA会津いいで産アスパラガスが、定期的に香港へ輸出されました。また、日本なしの新たな輸出元産地が開拓され、継続的な取組みが始まったことから、輸出量は昨年に比べて3割増加しました。さらに、JA東西しらかわによる米の輸出量は108tで、平成21年に比べて約3倍に増加しました。

(財)福島県きのこ振興センターで開発した、なめこ等を材料とした「きのこコーゲンスープ」を香港の量販店において試食販売しました。

なお、牛肉については、平成22年4月に宮崎県に発生した口蹄疫の影響により、アメリカへの輸出ができませんでした。

JA会津いいで産アスパラガスを香港へ輸出

平成22年6月中旬から8月上旬において、香港「一田(YATA)」百貨店を始め、複数の百貨店でアスパラガスの試食販売を実施しました。

他国産アスパラガスと比較すると高値での販売となりましたが、試食を行った結果、現地消費者の「甘くておいしい」という評価を得ることができました。また、「安全・安心」に対する評価も高く、完売した会場もありました。

今後、輸送コストの削減や鮮度保持のための流通技術改善等を図りながら、輸出量の拡大を図っていきます。

(3) 有機農業の産地形成を目指した環境と共生する農業の推進【重点戦略3】

ア 技術の向上

有機農業は慣行栽培と比較して、手間がかかったり、生産性の低さ、生産の不安定さ等の技術的な課題があります。

このため、3タイプの有機農業実証ほを県内3方部28カ所に設置し、技術的課題の検証、技術普及や高位平準化に取り組みました。また、農林事務所ごとに「環境と共生する農業推進チーム」を設置し、エコファーマーなど、環境と共生する農業に組織的に取り組むJA部会や組織に対する認定・認証に向けた支援や技術向上に向けた研修会や指導会の開催に取り組みました。

環境保全型農業の一層の普及

「福島県環境と共生する農業推進会議」主催による「環境と共生する農業推進セミナー」が開催され、農業者、JA職員等約160名が参加しました。

福島県オーガニック・コーディネーターによる国内有機農産物を巡る情勢報告やJC総合研究所客員研究委員による海外の環境保全型農業に関する講演を聞き、理解を深めました。

イ 環境と共生する農業のステップアップ

本県のエコファーマー認定数は平成17年から5年連続して日本一となっています。「環境と共生する農業といえば福島県」というイメージを消費者等に定着させるため、エコファーマー等環境と共生する農業に組織的に取り組んでいるJA部会や生産組織に対して、生産者確保や栽培面積拡大に向けた支援を行うとともに、特別栽培等へのステップアップを推進しました。

その結果、エコファーマー数は平成23年3月末時点で1万8,671名、作物ごとの延べ認定件数は2万1,889件となりました。また、県農業総合センターにおける有機農産物認定生産者は70名となっており、うち9名を新たに認定しました。

エコファーマー認定数と導入計画面積(平成23年3月末現在) (単位:件、ha)

項目	水稻	穀物	野菜	果樹	花き	合計
認定数	14,683	108	5,654	1,225	219	21,889
面積	25,931	146	1,082	774	60	27,994

(県環境保全農業課調べ)

有機栽培、特別栽培農産物の取組面積 (単位:ha)

項目	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
有機栽培	220	212	215	234	263	282
特別栽培	2,827	3,568	4,707	6,217	7,204	7,363

(県環境保全農業課調べ)

有機栽培: 有機農産物及び転換期間中有機農産物

特別栽培: 福島県特別栽培農産物認証制度に基づく認証並びに「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に準じた栽培(化学合成農薬等の使用が地域の慣行基準の5割以下であることが確認できるものを含む)

ウ 有機農産物等の販路の拡大

産地交流会や商談会等の開催が新たな取引に結びついている一方、流通業者が求めるロットや品目、出荷時期等多様な需要に十分に対応できなかつたり、流通や販売に関する知識が足りないことから、商談に必要な情報を十分に提供できずに取引に至らない事例なども見受けられます。

このため、有機農産物の流通等に関する専門的な知識を持つ「福島県オーガニック・コーディネーター」を配置して販路拡大に活用するなど、関係機関が一体となって生産と流通をコーディネートする機能の強化に取り組みました。

この結果、有機農業者等を対象とした販売相談の実施、量販店や学校給食等への販路拡大、販売体制の組織化などの取り組みが行われました。

有機農産物等の販路拡大

福島県オーガニック・コーディネーターによる有機農業者等への助言、有機農産物流通勉強会の開催、さらに首都圏有機農産物マルシェへの出店や有機農業先進地視察研修会の開催などを通して、県産有機農産物の販路開拓・販売体制の構築を推進しました。



有機農産物の販売風景

エ 有機農業等への理解促進

本県の豊かな自然環境の保全や安全・安心な農産物の生産に対する県民の関心が高まっていますが、今後も、より多くの消費者に対する理解促進を図っていく必要があります。

このため、有機農業等環境と共生する農業・農産物の訴求力向上と消費者の理解促進を目的に、生産者及び消費者向けリーフレットの作成や環境月間に合わせたチラシの配布、直売所での「環境と共生する農業による農産物コーナー」設置の推進などの活動を行いました。



生産者向けリーフレット（左） 消費者向け（右）

(4) 地域産業の6次化の推進【重点戦略4】

ア 地域産業の横断的なネットワークの構築

「ふくしま地域産業6次化推進協議会」や「ふくしま地域産業6次化戦略会議」等の活動を通じて、地域産業6次化の推進に向けた産・学・民・官の連携が深まってきています。また、県内6か所に設置した地方ネットワークにおいては、農業者や商工業者等約900名の会員が情報交換やマッチングに取り組みました

また、全県ネットワーク交流会を2回開催し、12件の商品を対象に専門家による公開ブラッシュアップを実施しました。

平成22年度ふくしま農商工連携ファンド事業には28件が応募され、そのうち13件が採択されるなど、農林漁業者と中小企業者等の連携により、それぞれの強みを生かした新商品の開発や販路開拓による地域産業の活性化が期待されます。

地域産業6次化全県ネットワーク交流会

県内事業者が開発した6次化商品を対象に、小泉武夫総合アドバイザー（東京農業大学名誉教授）や百貨店バイヤー等専門家による公開ブラッシュアップを行いました。それぞれの商品に対して適切なアドバイスをいただくとともに、参加した各事業者にとっても、商品開発・改良に関する着眼点を学ぶ良い機会となりました。



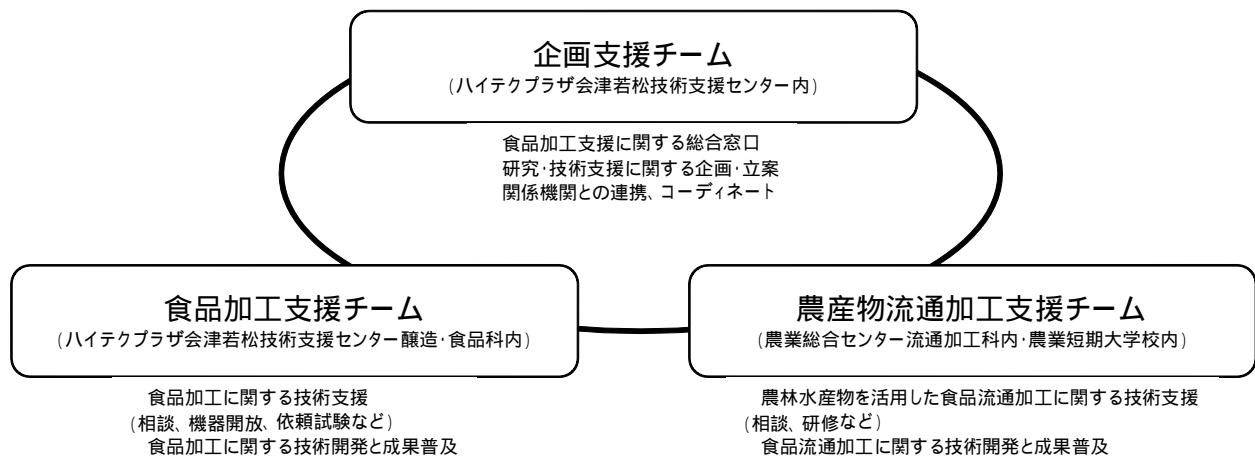
公開ブラッシュアップの様子

イ 人材の育成

ふくしま6次産業人材育成塾実践事業として「ふくしま・6次化創業塾」を開塾し、農林漁業者や商工業者など73名が参加しました。「高付加価値型農林水産業ビジネスモデルコース」と「農商工連携型ビジネスモデルコース」の2コースに分かれ、実践事例を講師から学んだほか、先進地研修、講師・受講生同士の交流等を通じて、各受講生が具体的なビジネスプランを構築するとともに、その実現に向けた支援を実施しました。

ウ 関係業者、研究機関等が連携した商品開発の促進

平成22年4月に、ハイテクプラザと農業総合センターが連携して地域産業6次化のための食品・流通加工の技術支援を行う組織として、「福島県県産品加工支援センター」が設置されました。年度末までに、加工方法指導、試作・開発の検討、成分分析などに関して合計648件の相談があり、今後も指導・相談業務を通じた商品開発支援に取り組んでいきます。



エ 生産・加工・消費が支え合う県産農林水産物加工品等の利用拡大

平成22年10月10日、11日に開催した「ごちそう ふくしま満喫フェア2010」(2日間で5万1,300人の来場者)における6次化商品や「食」の魅力のPR等を通じて、本県の食文化や味覚、魅力等への理解が醸成され、知名度向上や県外からの誘客が大いに期待されます。

また、地域で開発された6次化商品等の認知度を向上するとともに、消費者からの意見、感想などの評価を直接受けるため、県内6方部の量販店や直売施設等で販売キャンペーンを展開しました。

さらに、地域産業6次化を推進するためのポータルサイト「ふくしま6次化情報STATION」を平成23年2月に立ち上げ、県内各地方における活動事例、相談、支援などの関連情報を総合的・一元的に発信し、地域産業6次化の『見える化』に取り組みました。

オ 観光と連携したグリーン・ツーリズム、フォレストセラピー等による地域活性化

県内各地の道の駅や農産物直売所、観光施設等での県産農林水産物を活用した商品をPR販売することで、地域の活性化に寄与しています。

7、8月には、カツオのまち活性化推進協議会を設立して「いわきのカツオ祭り」を開催し、県内外に本県産カツオをPRしました。今後、カツオのまちとして、いわき地区の活性化が期待されます。

また、本県の豊かな森林資源を生かしたフォレストセラピーを推進することにより、県民の健康増進はもとより、長期滞在型の利用者の増加とそれに伴う過疎・中山間地域の活性化、地域振興が期待できます。このため、平成20年3月にフォレストセラピー推進指針を作成し、平成21年度から森林環境基金を活用して、ボランティア活動によりフォレストセラピーを推進する団体への支援を継続しています。

カツオのまち活性化事業

県庁所在地の中では、全国2位の高い消費量を誇り、県内で最も水揚げ金額の多いカツオを活用し、いわき市や首都圏において、生産者と商業者等が連携したイベントを開催して、効果的なPRを実施しました。

今後も、本県産カツオの知名度向上や本県への水揚げ増大に向けた取組みにより、カツオのまちとしての活性化が期待されます。



カツオタタキの実演・試食

(5) "ふくしまチャレンジゆめファーマー" 育成プロジェクト【重点戦略5】

ア 経営発展段階に応じた担い手の育成

認定農業者への誘導と経営改善計画の実現に向けたフォローアップ活動や経営改善計画の終期を迎える認定農業者へ再認定を推進した結果、平成23年1月末現在の6,762経営体が認定されています。

また、担い手農業者の経営規模拡大と地域農業の維持発展を図るため、農用地の利用集積を推進しました。農地利用集積円滑化事業には7市町村が取り組み、事業対象面積は49haとなりました。基盤整備実施地区において、担い手への農地集積を促進する経営体育成促進事業を県内29地区で実施しました。

さらに、農業経営体育成事業による機械等導入に対する助成を通して、担い手の経営発展を支援しました(3市町村・15件・事業費86,379千円)。

イ 法人化の促進と農業法人等の経営力強化

個別経営及び集落営農組織等の農業経営体の一層の経営安定・発展を図るため、県担い手育成総合支援協議会が実施する農業経営法人化等に関するコンサルティング活動を支援しました(法人設立コンサルティング42件、経営コンサルティング25件、法人経営ステップアップ講座7回)。

農業法人等が雇用を活用して、新規部門の導入や既存部門の拡大を図る際の課題を明らかにし、その解決方法を検証するための委託事業として、農業法人等チャレンジ雇用支援事業を実施しました(委託先46経営体、被雇用者延べ93名)。

多様な担い手として企業等の農業参入を促進するため、「ふくしま農業・企業参入ガイダンス2010」と「ニーズマッチング相談会」を県内延べ4か所で開催したほか、首都圏においても「ふくしま農業・企業参入促進セミナーin東京」、「個別相談会in東京」などを開催しました。平成22年度は16社が新規参入し、平成23年3月末現在における県内の農業参入企業等は建設業や食品関連業等を中心に82社となっています。

ウ 女性や高齢者による多彩な農業経営の実現

家族経営協定は、経営計画や役割分担、生活上の様々な事項について取り決めることで、女性や高齢者など農業に携わる家族全員の経営参画意欲を高め、それぞれの能力が十分に発揮されることによる経営改善が期待されます。家族経営協定締結セミナー(平成22年9月16日、参加者63名)開催による推進活動を行った結果、平成23年3月末現在における家族経営協定締結件数は1,048件(参考値)となっています。

家族経営協定締結数の推移

(単位:件、ha)

項目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	22年/17年
締結数(累計)	749	839	913	941	1,012	1,048	139.9

(県農業担い手課調べ)

東北地方太平洋沖地震の影響により調査を行うことができない町村があることから、平成22年は参考値である。

製造業からの農業参入

～ 矢崎総業株式会社グループ企業「株式会社福島部品」(田村市) ～

これまで、農業に参入する企業は建設業や食品関連業が中心でしたが、最近は様々な業種からの参入が増えています。

田村市の株式会社福島部品は、自動車用組電線を製造していますが、世界同時不況以降の需要減少下、雇用の維持・拡大、さらには地域農業への貢献並びに同社関連会社の社員食堂への安全・安心な野菜の供給を実現するため、農業へ参入しました。

地元出身の退職者を再雇用するとともに、遊休農地を活用して同市振興作物であるピーマンの栽培(10 a)に取り組みました。参入初年目となった平成22年は、県中農林事務所田村農業普及所とJAたむらの栽培指導のもと、生産量約4.5 tを確保することができました。



ピーマンの収穫風景

(6) 新規就業者の確保・定着【重点戦略6】

ア 就農希望者の円滑な就農と定着支援

新規就農者の確保・定着を図るため、青年農業者等の就農支援機関である「青年農業者等育成センター」と連携し、就農相談や情報発信、就農希望者の技術習得支援、資金の貸付等の支援策を実施しました。

近年、農業法人等への就業希望者が増加していることから、新たな取り組みとして、福島労働局や農業法人等と連携した「新・農業人フェア」を2回開催しました。

また、就農希望者の円滑な技術習得を支援するため、新たに「頑張る農業応援！新規就農定着支援事業」を実施し、雇用的形態による技術習得研修を強化するとともに、農業法人等への就業希望者の技術・資格習得を支援する「地域を担う新・農業人育成事業」を実施しました。

就農希望者の技術習得への支援

「頑張る農業応援！新規就農定着支援事業」は、研修受入農家に対して、経費の一部を助成することで、就農希望者の技術習得を支援する事業です。

研修生の傷害保険等への加入や最低賃金以上の研修手当を支給することが要件となっており、研修生、受入農家双方が安心して研修を行える制度と評価されています。

平成22年度は、就農希望者22名（Uターン6名、新規参入16名）が、21戸の受入農家において研修を行いました。そのうち16名は自家や農業法人等に就農・就業し、3名は農業研修を継続しています。



ミニトマト農家で研修する就農希望者

イ 新規就農者の確保に向けた取り組みの推進

次代を担う若い農業の担い手を確保・育成するため、県内の農業高校等11校の生徒を対象に、農業生産現場や施設等の視察研修、担い手農家における短期研修、青年農業者との意見交換等を行う「農業高校等連携促進事業」を実施しました。

平成22年度は、担い手農家における短期研修（3日間）の受講者は延べ551人で、大幅に増加しました。

平成22年度農業高校等連携促進事業実績

事業内容	実施高校	参加生徒数
農業生産現場・施設等視察研修	福島明成、安達東、小野、会津農林、田島、相馬農業、双葉翔陽、磐城農業	281
農家研修	福島明成、会津農林、磐城農業	51
青年農業者との意見交換	小野、岩瀬農業、白河実業、修明、田島、相馬農業、磐城農業	219

(7) 農業水利施設等ストックマネジメントの推進【重点戦略7】

ア 施設の長寿命化を図る「農業水利施設管理システム」等の機能強化

「施設管理強化月間」に、施設管理者自ら農業水利施設を点検する一斉点検を実施し、さらに、施設管理者、県職員及び土地連職員が合同で点検する合同診断を実施し、施設点検の定着と充実を図りました。

また、各方部毎に組織されている方部別施設管理者協議会や本庁協議会において、次の事項に取り組みました。

農業水利施設管理システムの基礎となる施設保全計画台帳の内容更新・充実
施設管理者利用の視点から予防保全更新計画様式を改訂

施設管理や点検診断技術の向上を図るための施設管理者を対象とした研修会の実施

さらに、県が管理する地すべり防止施設や海岸保全施設の維持管理を実施しました。

合同診断の実施

本県にはダム・ため池等の農業水利施設が約7,300施設ありますが、そのうち頭首工等の重要な365施設の施設管理者に対して診断方法や診断票作成を指導するため、合同診断を実施しました。



イ 農林道のトンネル・橋梁に対するストックマネジメントの導入促進

農林道における橋梁やトンネルの点検・診断や、長寿命化対策などに係る課題を整理・検討するために、全市町村を対象にアンケート調査を実施しました。

施設管理者への情報提供、施設の点検マニュアルの整備更新、整備補修計画の策定及び技術力向上を支援するために、農林道保全管理検討会を設置し、保全管理促進のためのスケジュール及びストックマネジメントの導入に当たり施設の現況を把握するための点検マニュアルを作成しました。

ウ スtockマネジメントに必要な管理技術者の育成

市町村や施設の管理者を対象として、ストックマネジメントを実践する上で必要な施設管理や点検診断等の技術力向上研修会を揚水機場・排水機場において実施しました。さらに、施設の操作者等の技術力向上を支援するため、専門技術者が操作者等へ管理方法や操作手順の指導を行いました。

また、一旦機能が停止すると甚大な被害の発生する排水機場の長寿命化を図るため、モデル地区において「点検操作手順書」を作成しました。

技術力向上研修会の実施

農業水利施設のうち、施設構造が複雑で、管理が難しい揚水機場と排水機場の管理技術向上を目的に研修会を実施しました。

排水機場での研修会は、浪江町にある棚塩排水機場を会場に、約30名の参加の下、午前には機場の仕組みや日常管理のポイントなどを学んだ後、午後には点検シートを用いた診断を実地形式で研修しました。



エ 農業水利施設等の重要性に対する県民の理解促進

農業水利施設の必要性について、施設の見学会や施設をめぐるウォーキング大会を開催し、地域住民等への普及啓発に努めました。

水土里の森と農業用水の学習会 in 猪苗代

平成22年11月に「水土里の森と農業用水の学習会 in 猪苗代」を開催し、田んぼの学校に取り組み小学校6校の児童約220名が、農業用水の水源となる森林や代表的な施設である安積疏水の歴史について学ぶことで、農業水利施設に対する理解を深めました。



森林の役割について学ぶ児童たち

オ 農林水産業の基幹施設の効率的・計画的な運営管理の促進

土地改良施設管理指導事業において、専門技術者が施設の定期点検を実施し、維持管理方法について指導を行いました。

国営事業により造成された10地区について、施設の管理体制整備計画書を作成し、そのうち、4施設において施設管理に関する協定を住民組織と締結しました。

また、農地・水・農村環境保全向上活動支援事業により、47市町村、673活動組織において、地域住民による農業水利施設の保全管理活動が実施されました。

さらに、中山間地域等直接支払事業により、46市町村、1,279協定において、1万5,999haの農用地を対象に、水路・農道等の維持管理活動等が行われました。

2 米政策改革推進対策及び「水田農業改革実践プログラム」の取組み

(1) 米政策改革推進対策に係る取組み

ア 米の需給調整

本県の22年産米の生産数量目標は36万5,020 t、面積換算値は6万7,970haでした。この生産数量目標は、米消費の長期的な減少傾向を踏まえて国が算定したもので、本県では過剰作付の解消が求められました。

このため、国の戸別所得補償モデル対策の活用等による大豆、麦、飼料作物、そば、新規需要米や加工用米の作付拡大を推進するとともに、収益性の高い野菜・花き等の導入を進めました。

戸別所得補償モデル対策の加入申請者は3万6,916件（うち個人3万6,717件、法人91件、集落営農108組織）米戸別所得補償モデル事業の加入申請面積は3万9,796haとなり、約145億円が交付されました。

また、新規需要米は、1,410ha（うち稲WCS 547ha、飼料用米759ha、米粉用米78ha）が作付けられました。

これらの取組みの結果、主食用米の作付面積は7万9,400haとなり、過剰作付面積は昨年比約700ha減少しました。

イ 水田農業改革の推進

本県では、平成20年度より「ふくしま水田農業改革実践プログラム（以下、「実践プログラム」という。）」に基づき、「環境と共生する米づくり」、「大豆・そば・麦・飼料作物の生産振興」、「水田を活用した園芸作物の生産拡大」、「意欲ある水田農業担い手の確保」の4つを戦略の柱とし、推進母体である福島県水田農業改革推進本部のもと、関係機関・団体が一体となり、水田農業改革の実現に取り組んできました。

目標年次である平成22年度の実績は、環境と共生する米づくり（有機・特別栽培米、エコファーマーによる栽培）や飼料用イネ（稲WCS・飼料用米）地域水田農業ビジョン担い手の認定農業者数で目標を達成するなどの成果がありましたが、残る5指標は目標を下回り、今後の課題として残されました。

(2) 平成22年度「水田農業改革実践プログラム」の取組み

平成22年度は、前年度の実践プログラムの実績の評価と各種支援策の展開、各地域の特性に応じた推進の結果、環境と共生する米づくり、加工用米の作付面積、飼料用イネの作付面積及び地域水田農業ビジョン担い手の認定農業者数が増加しています。特に、国の戸別所得補償モデル対策の活用とあわせた推進により、飼料用イネ（稲WCS・飼料用米）の作付面積が大幅に拡大するとともに、加工用米では地域流通の取組みが増加しました。

平成23年度からは、畑作の所得補償も含む農業者戸別所得補償制度が実施されることから、農業経営の安定に資する制度として加入促進を図るとともに、本県水田農業の目指す方向である「収益性の高い農業経営」「活力ある生産構造」の実

現に向け、引き続き各種施策を展開します。

(単位:ha、団地)

項目	平成18年 [基準値]	平成20年	平成21年	平成22年	平成22年 [目標値]
環境と共生する米づくりの取組面積	21,008	27,158	28,793	33,380	32,000
有機栽培	177	189	206	225	280
特別栽培	3,556	6,123	7,110	7,224	8,820
エコファーマーによる栽培	17,275	20,846	21,477	25,931	22,900
水稲直播栽培団地の面積(6ha以上)	654	899	802	798	1,250
団地数(参考)	35	57	51	51	100
加工用米の作付面積	852	442	423	1,125	2,000
大豆の団地面積(1ha以上)	945	1,268	1,287	1,134	1,400
そばの団地面積(1ha以上)	1,230	1,580	1,485	1,377	2,000
飼料用イネの作付面積	97	418	740	1,306	250
WCS用イネ	-	331	390	547	-
飼料用米	-	88	350	759	-
転作田への園芸作物の作付面積	2,738	2,499	2,139	2,502	3,600
地域水田農業ビジョン 担い手の認定農業者数	4,538	4,325	5,680	5,763	4,350

有機栽培:有機農産物及び転換期間中有機農産物

特別栽培:福島県特別栽培農産物認証制度に基づく認証並びに「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に準じた栽培(化学合成農薬等の使用が地域の慣行基準の5割以下であることが確認できるものを含む)

エコファーマーによる栽培:持続性の高い農業生産方式の導入計画面積

平成22年大豆及びそばの団地面積、地域水田農業ビジョン担い手の認定農業者数は平成22年10月現在の実績値である。

「会津のかおり」を活用した県産そばのブランド力向上

本県におけるそばの作付面積は全国第3位の3,450ha(平成22年)であるものの、全国的な知名度は十分に高いとは言えず、また、県内そば店の県産そば粉の使用割合も約30%にとどまっています。

県オリジナル品種「会津のかおり」は、会津地方の在来種から系統選抜により育成され、県産そばのブランド力向上を牽引する品種として期待されています。平成20年67ha、平成21年370ha、平成22年800haと栽培面積は順調に伸び、会津地方だけでなく中通りや浜通りにおいても作付が拡大しています。今後も、ブランド力向上に向けて、更なる生産拡大が必要です。

また、「会津のかおり」の振興については、生産から加工・販売までの一連の関係者が組織する「うつくしま蕎麦王国協議会」が中心的な役割を担うとともに、そば振興を目的とした各地の協議会等の活動も広がりを見せており、県内各地で「会津のかおり」を活用したそばまじりの開催等、地域振興の取組みが盛んに行われています。



「会津のかおり」そばフェスタ(H22)

3 新技術の活用等による農業の振興

(1) 農業総合センターにおける生産現場の課題を解決するための技術開発

農業総合センターでは、生産現場における課題を速やかに解決し、本県農業の振興を技術面から支援するため、以下の重点テーマを設けて試験研究に取り組みました。

ア 競争力のある新品種開発の加速化

「本県に適した高品質で優良な新品種の開発」などに取り組み、独立行政法人作物研究所との共同試験により、早生で、穂発芽しにくく、収穫時期の雨害が回避できる小麦新品種「ふくあかり」を奨励品種に選定しました。



イ 食の安全・安心に応える「ふくしま型有機栽培」技術の確立

有機農業の普及拡大を図るため、本県で開発したイネミズゾウムシ防除法の省力化に取り組むとともに、田畑輪換による水稻 - 大豆の有機栽培体系における大豆の収量、品質向上を図る地域別の播種適期を明らかにしました。

ウ 美しい水環境、生態系保全技術開発

環境保全型農業による自然環境改善効果を評価するための指標生物を選定しました。また、夏秋どりイチゴの難防除害虫に対する化学合成農薬に依存しない防除体系を確立しました。

エ 地球温暖化に対応できる技術開発

地球温暖化に伴う気象変動が本県の農作物の生育に及ぼす影響を検証するとともに、農業分野から発生する温室効果ガスを抑制するために、木質バイオマス燃料と太陽光発電を利用した省エネルギー型園芸施設を試作し、イチゴ栽培に適用可能であることを明らかにしました。

オ 中山間地農業を支援する技術開発

農産物直売所の運営者や出荷会員のための研修プログラムを策定するとともに、中山間地域に適した枝物花木であるユキヤナギの湿度管理による品質向上技術を開発しました。

その他、飼料自給率の向上対策として飼料米や稲発酵粗飼料の活用技術や、果樹において生産者の作業負担を軽減するための省力型樹形を開発しました。

(2) 県オリジナル品種・新技術等を活用した多様な農業の振興

ア 水稲

県オリジナル水稲品種「夢の香」(酒造好適米)は、主に会津地方を中心に、酒造メーカーとの契約栽培が行われています。また、「あぶくまもち」(糯)は、飯館村のもち米生産団地での安定生産体制の確立を図りました。

「天のつば」(粳)は、県内平坦部での導入・面積拡大を図るため、県内3地域において現地適応性を検討するとともに、平成23年2月には、関係機関・団体等が一体となって生産・販売対策に取り組むため、「天のつば生産販売推進本部」を設立しました。今後も、ほ場間、地域間格差のない均質な良食味・高品質米を生産し、県内外での求評や試験販売などを通して知名度の向上を図るとともに、消費者や実需者の意見を踏まえた生産販売戦略を構築するなど、「天のつば」を「コシヒカリ」、「ひとめぼれ」と並ぶ主力品種に育成していくための取組みを継続します。

県オリジナル水稲品種「天のつば」

福島県は、全国でも有数の米産地として高い評価を得ています。本県の主力品種は「コシヒカリ」と「ひとめぼれ」ですが、これら2品種に加えて実需者や消費者からのニーズに応えられる県オリジナル品種の育成が求められていました。

そのような中、県は「ひとめぼれ」と「コシヒカリ」の間に収穫でき、収量性、耐倒伏性、いもち病抵抗性を備えた良食味品種「天のつば」を育成し、平成22年9月には品種登録出願が受理されました。「天のつば」という名称は、穂が出る時に天に向かってまっすぐ伸びる稲の力強さを、そして、天の恵みを受けて豊かに稔る一粒一粒の米を表しています。想定普及地域は標高300m以下の平坦部で、中食・外食産業用向けのほか一般家庭食用需要を見込んでいます。

平成22年度は、農業総合センター内のほか、関係機関・団体と連携しながら喜多方市、本宮市、双葉町の3か所に現地ほ場を設置し、現地適応性を検討しました。

平成23年度から「天のつば」の一般栽培が開始されることから、生産並びに販売促進に向けて、展示ほ設置による高品質米生産技術の普及や積極的な評価機会の創出による販路拡大に取り組むこととしています。



天のつば(福島9号)(左)

イ 大豆

大豆品種「あやこがね」は、平成20年度に奨励品種に採用された新品種で、既存の品種よりも機械化適性や味噌加工適性などが優れています。県内各地方で普

及実証ほを設置し、栽培特性や加工適性の調査、大豆300 A 技術などの新技術導入を検討しながら普及拡大に努めるとともに、県米改良協会と連携し、安定した種子供給体制を構築しました。

ウ そば

県オリジナルそば品種「会津のかおり」は、平成21年3月に品種登録され、作付拡大が図られています。種子については、「会津のかおり」種子協議会と許諾契約を結び、円滑な供給体制を確立しました。生産から加工・販売までの一連の関係者が組織する「うつくしま蕎麦王国協議会」等の各種団体と連携し、生産拡大とブランド化に取り組みました。

エ いちご

県オリジナルいちご品種「ふくはる香」は、特に県南地方の棚倉町で作付けが進んでいます。食味が良く、大玉のため高い評価を得ています。また、甘みに加え、酸味を特徴とする「ふくあや香」は、半促成栽培に適することから、主に県北地方において作付を進めています。

オ アスパラガス

県オリジナルアスパラガス品種「ハルキタル」、「春まちグリーン」及び「はるむらさきエフ」の普及に努めた結果、特に、「ハルキタル」は、施設栽培を主体として、県内全域での作付けが拡大しています。南会津地方では、紫系統のアスパラガス品種「はるむらさきエフ」、グリーン、ホワイトの三色アスパラガスのセット販売を展開しています。

カ ぶどう

県オリジナルぶどう品種「あづましずく」は、福島市、伊達市、郡山市等で日本なし産地の複合品目として栽培面積（平成22年までに、県全体で30.8ha）が拡大しています。特に、平成21年からは郡山市産「あづましずく」が本格的に出荷されています。

キ りんどう

県オリジナル品種を中心としたりんどう産地育成のため、県内2カ所に「ふくしましおん」及び「ふくしまほのか」等の普及拠点ほを設置し、普及・展示及び生育データを収集しています。また、県産花きの消費拡大に向けて、農業団体や花き流通・販売団体と連携し、「ふくしまフラワーフェスティバル」などのPR活動を実施しました。

ク 肉用牛

肉用牛については、本県の現場後代検定史上、最も高い脂肪交雑改善能力で全国的にも屈指の能力を誇る種雄牛「喜多平茂」を、新たに基幹種雄牛に選定しました。「喜多平茂」は、子牛の発育も優れており、銘柄「福島牛」の生産に大きく貢献できる種雄牛として、発表会を開催し、広く周知するとともに、これまで造成してきた「福福栄」「第1勝光」などの基幹種雄牛と併せてセリ市場や研修会において利用を推進しました。

4 安全・安心な農産物の供給の推進

(1) 農産物の安全・安心の確保

ア トレーサビリティシステムの普及啓発

消費者の食の安全・安心に対する関心が高まる中、生産履歴や出荷情報の確実な情報提供が求められています。また、食に関係する事業者においても、生産・流通に関する情報を適切に管理することが品質管理上不可欠となっています。こうした状況を受けて、本県産農林水産物の安全・安心を確保するため、トレーサビリティシステムの導入支援と普及啓発を図りました。その結果、平成22年度については2事業者がトレーサビリティシステムの導入支援事業に取り組みました。

また、消費者の安心を得るために、生産者、事業者の安全に関する取組みを紹介し、相互理解の促進を図りました。

食の安全・安心体験ツアー

安全で安心な食べ物について知ってもらうため、農産物直売所や加工場、水産市場などを見学・体験する「食の安全・安心体験ツアー」を行いました。

参加した皆さんは、普段食べている野菜や肉、魚などの生産、流通段階における安全・安心に向けた取組みについて真剣に学びました。



野菜の水耕栽培施設見学の様子

イ G A P手法の導入

G A P（農業生産工程管理）は、生産者自らが生産・出荷段階における危害要因を分析し、そのリスクを最小限に抑えるための対策を実践するとともに、それを記録、評価し、次の生産工程管理を改善する手法です。安全・安心な農産物を消費者に届けるためには、これら一連の取組みが重要であることから、重点産地の設定や研修会を開催し、G A P手法の普及啓発に努めました。その結果、G A Pに取り組む産地数は順調に増加しています。

また、これまでは、5年間のG A P推進に必要な事項等を定めた「基本指針」と、単年度ごとの推進方策を示した「推進方針」を策定して推進してきましたが、この2つの内容を包括するものとして、これまでの管理方法等を見直した「福島G A P（農業生産工程管理）推進基本方針」を平成22年2月に策定し、平成26年度までのG A Pの推進に必要な事項をとりまとめました。

平成22年度食の安全・安心推進フォーラム

食品に対する消費者の不安の解消と消費者と生産者等の相互理解を促進するため、生活環境部、保健福祉部及び農林水産部が連携して「平成22年度食の安全・安心推進フォーラム」を開催しました。

国立医薬品食品衛生研究所の畝山智香子氏を講師に迎え、「ほんとの食の安全を考える」と題し、基調講演をしていただきました。さらに、「食品情報の正しい理解」をテーマとして、消費者、生産者、事業者の代表によるパネルディスカッションを行い、食の安全に関する議論を深めました。



ウ 有機農産物の認定

消費者の安全・安心志向に対応するとともに、環境にやさしい農業を推進するため、平成18年に、本県自らがJAS法に基づく登録認定機関の登録を受け、農業総合センターにおいて有機農産物（生産行程管理者）の認定業務を実施しています。平成23年3月現在における認定生産者数は70名で、平成22年度に新たに9名を認定しました。

(2) 農薬適正使用の推進

近年、農産物の安全性や生活環境の保全等に対する関心の高まりを背景に、農薬の適正使用の徹底が強く求められています。平成18年から施行された「残留農薬のポジティブリスト制度」に適切に対応できるように、県及び関係機関・団体等が一丸となって、農薬適正使用推進会議を始め、各種研修会や現地指導会を通じて農薬の飛散防止対策等について周知徹底を図りました。

また、生産段階において、農薬を適正使用したほ場から生産された7品目（アスパラガス、キュウリ、トマト、ナス、日本ナシ、ネギ、コマツナ）の残留農薬分析を行った結果、基準値の超過はありませんでした。

農薬の適正使用に関する指導者の育成については、農薬管理指導士22名及び農薬適正使用アドバイザー132名の認定を行いました。

農作物の農薬散布履歴の記帳推進については、農業者に対する啓発・指導活動を行いました。JAなどの出荷団体に対しては、農薬散布履歴を出荷前に確認して、農薬を適正に使用した農産物を出荷するよう指導しており、主要な農産物で「全戸確認」が行われました。

(3) 食品表示適正化の推進

食品表示は、食品への信頼を確保するため、消費者にとって重要な情報源ですが、全国的に原産地の偽装表示などの不適正な事例が発生し、消費者の食に対する信頼を失わせる要因となっています。

このため、事業者に対する食品表示に係る調査を定期的に行いました。この結果、JAS法に基づく生鮮食品業者の適正表示率は94.4%、同じく食品加工業者は84.9%となっています。また、県内の消費者40名を「食品表示ウォッチャー」に委嘱し、食品表示のモニタリングを行い、調査結果を定期的に県に報告をしていただきました。

委嘱人数 : 40名

調査期間 : 平成22年6月～平成23年3月

調査店舗数 : 2572店舗

(4) 米トレーサビリティ法への対応

米トレーサビリティ法（米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律）は、問題が発生した場合に流通ルートをややくに特定するため、米穀等の取引、廃棄などの記録を作成・保存すること、販売など他の事業者へ譲り渡す場合に産地情報を伝達することなどを、生産者を含む米・米加工品の販売等を行う全ての事業者が義務づけられるものです。

この法律は、「取引等の記録の作成・保存」が平成22年10月1日から、また「産地情報伝達」が平成23年7月1日から施行されることとなっており、県としては、国と合同で生産者や関連事業者を対象とした説明会を各地方で開催して制度の周知を図りました。

法律の主な内容

取引等の記録作成・保存の義務付け

対象品目 : 米・米加工品（米穀、米粉、米飯類、もちなど）

対象事業者 : 米・米加工品の販売、製造等の事業を行う全ての方
（生産者、米穀事業者、外食産業者など）

記録の保存期間 : 原則3年

産地情報伝達の義務付け

対象品目 : 指定米穀等

伝達方法 : 事業者間における産地情報の伝達、
一般消費者への産地情報の伝達
（商品への記載、店内掲示、メニューへの記載など）

県が行う業務

県域業者（生産者を含む約9万5千件）に対する報告徴収、検査、勧告、命令及び法律の適正化に向けた啓発等

5 農業・農村の多面的機能の維持・発揮と中山間地域の活性化

(1) 「中山間地域等直接支払事業」等の推進による耕作放棄地の発生防止

中山間地域は、県土の保全、水源のかん養、農村景観の維持など、県民生活を守る重要な機能を果たしています。本県の経営耕地面積の約48%が中山間地域に存在していますが、1戸当たりの経営耕地面積が狭く、傾斜地が多いなど生産条件が不利であることや農業の担い手の減少・高齢化などによって、農業生産活動を通じた多面的機能の維持・発揮が困難となることが懸念されています。

このため、中山間地域における農地等の保全活動や農業生産活動を支援する「中山間地域等直接支払事業」が実施されており、平成22年度は46市町村、1,273協定が締結され、1万5,875haで取り組まれました。将来に向けて農業生産活動を継続するための体制整備を行う取組みは、857協定が締結され、耕作放棄地の発生防止に大きな効果を発揮しています。

また、「福島県遊休農地に関する基本方針」(平成22年7月改正)に基づき、担い手への農地流動化や地域ぐるみによる農地の有効活用を推進し、耕作放棄地の発生を未然に防止するとともに、農振農用地区域を中心に市町村が策定する耕作放棄地解消計画に基づく農業利用の推進などを通じて、県土と自然環境の保全を図りました。平成22年度においては、「耕せふくしま！遊休農地再生事業」(県単)や「耕作放棄地再生利用緊急対策交付金」(国庫)等により204.3haの耕作放棄地を解消しました。

(2) 農地・水・環境保全向上対策の実施による地域の活性化

農業の持続的発展と多面的機能の健全な発揮を図るためには、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立と併せて、基盤となる農地・水・環境の保全と質的向上を図り、農業が本来有する自然循環機能を維持・増進することが必要です。

農地・水・環境保全向上対策は、農家と農家以外の地域住民等が参加し、地域の実態を反映した創意工夫のある効果的な活動が将来にわたって定着するよう、地域の共同活動と環境保全に向けた先進的な営農活動を一体的かつ総合的に支援するものです。

平成22年度は、県内で673活動組織、交付金交付対象面積3万7,856haで共同活動の取組みが行われました。

また、87活動組織、2,395haでは、地域ぐるみで化学肥料、化学合成農薬の大幅低減などの環境にやさしい特別栽培等の先進的な営農活動を実施しました。

農地・水・環境保全向上対策の活動事例

～ 高生産性ほ場で地域ぐるみの農村環境向上に取り組む～

猪苗代町の活動組織「長坂ふるさと資源保全会」(構成員22名・6団体)では、農地・水・環境保全向上対策の交付金を活用し、地域の農用地11haにおいて子供会や老人クラブなど非農家を含む地域ぐるみの活動に取り組んでいます。

営農に不可欠な用排水路の清掃や農道沿線の草刈りなどの維持管理活動に加え、地域の水環境に親しむ活動が特に盛んです。ほ場整備事業で発生した転石を利用して再生された渓流水路において、子供たちが生きもの調査を行ったり、水環境に関する学習会や発表会を開催するなど、集落内だけでなく猪苗代湖の水質維持・改善にもつながる積極的な活動を展開しています。

これらの活動を通して地域の世代間交流が促進されるとともに、一時減少したホタルの増加が認められるなど、地域づくりや自然環境保全に大きな成果をあげています。



6 農の雇用対策

厳しい経済・雇用情勢が続く中で、農林漁業が新たな就労の場として期待されていることから、就農相談や農業法人の会社説明等を行う「ふくしま 新・農業人フェア」を開催して120件の相談を受け付けました。また、各農林事務所において、帰省者の多い8月13日及び16日に「お盆期間中の重点就農相談」(相談件数22件)を実施するなど、年間で281件の相談を受け付けました。

また、福島県緊急雇用創出基金事業等を活用し、123人の雇用を支援しました。

緊急雇用創出基金事業の概要

事業名	事業内容	実施期間	研修者 被雇用者	受入 経営体
農業法人等 チャレンジ 雇用支援事業	農業法人等に対し、失業者等を雇用して新規部門の導入等を図る農業経営の発展モデルの実証事業を委託 (委託料 月176千円/人以内)	平成22年4月 ～平成23年3月	93	46
地域を担う 新・農業人 育成事業	JA等に対し、失業者等を雇用して、就農等に必要な技術・資格を習得する人材育成事業を委託 (委託料 月174千円/人以内+研修経費)	平成22年6月 ～平成23年3月	30	11

東日本大震災の発生

1 農林水産業関係被害の発生

平成23年3月11日、午後2時46分頃、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の地震が発生しました。

この「東北地方太平洋沖地震」によって、本県中通り及び浜通りで震度6強を示すなど、県内全域で強い揺れを観測しました。さらに、相馬市において9.3m以上の高さを観測するなど、予想を大きく上回る高さの津波が本県沿岸部に押し寄せました。

死者1,834名、行方不明者125名(平成23年9月1日現在)などの人的被害をはじめ、住宅や交通機関などに甚大な被害が発生しました。さらに、東京電力福島第一原子力発電所における事故に伴って、周辺住民が避難を余儀なくされており、住民生活や産業活動に計り知れない被害が発生しています。

(1) 地震・津波等による被害

農林水産業においても、農地や水産関連施設等を中心に甚大な被害が発生し、被害額は4月27日現在約2,753億円(即報値)となっています。

農業関係については、大型ハウスの倒壊やカントリーエレベーターの損壊など、また、水産関係については、荷さばき施設等の損壊や漁船の沈没などの被害が発生しました。

農地関係については、沿岸部農地の浸水被害や用水路の破損、ため池や湛水防除施設等の損壊、農業集落排水施設における管路破損、さらには海岸保全施設の損壊などの被害が発生しました。

また、林業関係の被害は、林地の崩壊、林道の法面や路肩の崩落、林産施設等の損壊、海岸保安林の流失などとなっています。

(2) 原子力災害

大熊町と双葉町にまたがる東京電力福島第一原子力発電所において、津波による施設内電源の喪失に起因する事故が発生し、大量の放射性物質が施設外部に放出されました。

この事故に伴い、周辺市町村に対する指示が出され、農林漁業者をはじめ多数の住民が他地域、他市町村への避難を余儀なくされました。

また、本県産原乳から食品衛生法上の暫定規制値を超える放射性ヨウ素が、野菜から放射性ヨウ素、セシウムが検出されるなど、放射性物質が県内広範囲に拡散していることが確認されました。これに伴う農林水産物の出荷・摂取制限や風評に伴う損害、農地や海洋の汚染など、長期にわたる深刻な被害が発生しています。

平成23年4月27日現在で判明した農林水産業関係被害(即報値)

区 分	箇所数等	被害額 (百万円)	備 考
農 業 等 被 害	300 件	2,110	
農 作 物	101 件	805	
農 業 関 係 施 設	199 件	1,305	
水 産 被 害		26,377	
水 産 関 連 施 設	1,341 箇所	19,068	
養 殖 水 産 物 等	2,232 トン	670	
漁 船	873 隻	6,639	
農 地 等 被 害	4,358 箇所	230,258	
農 地	1,283 箇所	93,507	A=5,991ha
水 路	1,133 箇所	27,491	
道 路	894 箇所	2,966	
た め 池	745 箇所	23,611	ダムを含む
頭 首 工	59 箇所	3,125	
揚 水 機	113 箇所	28,624	
橋 梁	4 箇所	84	
湖 岸 堤 防	2 箇所	3,000	
農 業 集 落 排 水 施 設 等	105 箇所	22,431	
海 岸 保 全 施 設	20 箇所	25,419	
林 業 等 被 害	735 箇所	2,362	
森 林	11 箇所	265	
林 産 物 等	39 箇所	146	
林 産 施 設 等	52 箇所	1,162	
林 道	633 箇所	789	
治 山 被 害	113 箇所	14,253	
林 地	103 箇所	10,681	
治 山 施 設	10 箇所	3,572	
合 計		275,360	

航空写真等を活用して把握した被害も含む。

今後の調査により、被災箇所数及び被害額の変更がある。

2 応急的な対応

地震発生後、速やかに被害状況の情報収集に努めるとともに、応急復旧工事の実施、農林漁業者に対する迅速・正確な情報提供、さらに放射性物質汚染に対するモニタリング検査体制の構築や風評被害対策などに応急的に取り組みました。

なお、平成23年度においても、これら対策を強化し、復興に向けた取組みを継続しています。

(1) 災害復旧

生活関連施設である農業集落排水施設の応急復旧工事に着手したほか、今年度作付けを行う地区の農業用施設、さらには二次災害防止する観点から堤防及び湛水防除施設について、優先して応急工事を進めました。

(2) 農林漁業者への支援

「農林水産業に関する相談窓口」を開設して24時間体制で相談にあたりるとともに、農業技術情報の発行・配布、各出先機関による技術指導等を通じて、農林漁業者に対する迅速かつ正確な情報の提供に努めました。

また、地震や原子力発電所事故の影響により農業収入が減少している農業者に対する農家経営安定資金の無利子資金を創設するなどの支援策を実施しました。

(3) 放射性物質汚染に対する対応

ア 緊急時モニタリング検査

3月19日より原乳の放射性物質の測定を開始し、以後露地・施設野菜、きのこ等農林水産物全般に関するモニタリング検査体制を構築しました。検査結果は速やかに公表し、適時に出荷自粛等の手続きを進めるとともに、安全が確認された農産物等のPR活動に資するなど、本県農林水産物への信頼確保に向けた取組みを強化しました。

イ 土壌調査

放射性物質による土壌汚染及び営農への影響について、国等と連携して検討するとともに、農家に対して農作業を当面延期するよう3月25日に要請しました。その間、農業総合センターにおいては、放射性物質対策チームを立ち上げ、大学や専門機関の有識者の指導を得ながら、必要な情報収集と対策の検討に取り組みました。また、農作業の実施、作付けの可否を判断するための農地土壌調査を実施しました。

(4) 風評被害等に対する対応

本県産農林水産物については、首都圏量販店での取引停止や大手加工メーカーの栽培契約停止、モニタリング検査で安全が確認された品目についても市場価格の下落が見られるため、風評被害の払拭と購買・消費意欲の向上を図ることを目的に「がんばろう ふくしま！」運動を開始しました。

参 考 资 料

用語解説

あ

エコファーマー（えこふぁーまー）

たい肥などによる土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用の低減を一体的に行う「持続性の高い農業生産方式」の導入計画について、知事が認定した農業者の呼称です。

か

環境保全型農業

（かんきょうぼぜんがたのうぎょう）

自然環境を守りながら、安全・安心な農産物を生産するため、農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和を図りながら、地域における有機性資源の循環利用を図ることを基本とした農業のことです。

G A P [Good Agricultural Practice]

（ぎゃつぷ）

農業者が農産物の安全性や環境保全などについて、適切な管理を行うことで有害要因の発生を抑えようとする農業生産行程管理手法のことです。

グリーン・ツーリズム

緑豊かな農山漁村において、その土地の自然、文化、人々との交流を楽しむ「滞在型の余暇活動」のことです。

耕作放棄地（こうさくほうきち）

耕作放棄地は、農林業センサスで「調査日以前1年以上作付けせず、今後数年の間に再び耕作するはっきりした意志のない土地」としています。なお、これに対して、調査日以前1年以

上作付けしなかったが、今後数年の間に再び耕作する意志のある土地は『不作付け地』といい、経営耕地に含まれる。」と定義されます。統計上の用語です。

なお、農林業センサスでは「長期間にわたり放置し、現在、原野化しているような土地は耕作放棄地を含めない。」としています。

米政策改革大綱

（こめせいさくかいかくたいこう）

米づくりの本来あるべき姿を実現するための基本的な考え方として、平成14年12月に政府で決定されたものです。本大綱（目標年次：平成22年）では、消費者重視・市場重視を掲げ、米の需給調整対策、流通制度、関連施策などの包括的な改革を、整合性をもって実行することとしており、もって、水田農業経営の安定と発展を図ることを目指しています。

さ

持続性の高い農業生産方式（じぞくせいのたかいのうぎょうせいさんほうしき）

たい肥などによる土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用の低減を一体的に行う農業生産の方法のことです。

実需者（じつじゅしゃ）

生産された農産物などを加工・販売するために必要とする人（食品加工業者など）のことです。

集落営農（しゅうらくえいのう）

集落を単位として、農業生産過程における全

部又は一部についての共同化・統一化に関する合意の下に営農を行うことです。

主業農家（しゅぎょうのうか）

農業所得が50%以上で、65才未満の農業従事60日以上の方がいる農家のことです。

準主業農家（じゅんしゅぎょうのうか）

農外所得が主で、65才未満の農業従事60日以上の方がいる農家のことです。

水稲直播栽培（すいとうちょくはさいばい）

育苗や田植えを行わず、ほ場に直接播種し、育てる栽培技術です。育苗、田植えのコストや手間を省くことができます。

ストックマネジメント

農業水利施設や農道などの施設の定期的な機能診断により適切な保全対策を実施し、継続的・効率的・合理的に施設を管理する手法や技術体系のことです。

た

大区画ほ場（だいくかくほじょう）

1区画が、1ha以上に整備された農地です。

WCS [ホールクロップサイレージ]

（だぶりゅしーえす）

牧草及び飼料作物等をサイロ等に詰める、またはロール状に整形してプラスチックフィルムでラッピングすることで乳酸発酵させ、保存性を高めた飼料をサイレージといい、植物（飼料作物）の子実と茎葉部を混合してサイレージ化したものをホールクロップサイレージといいます。稲のホールクロップサイレージは、平成20年から米穀に位置づけられ、米の生産調整の取り組みとして取り扱う米穀等に含まれるとともに、昨今の輸入飼料の高騰を背景として、作付拡大が図られています。

団地（化）（だんち（か））

一定程度の農地のまとまりを指す用語で、農業機械の移動が容易に行われる程度に農地が接しており、かつ、隣接する農地に同一作物が栽培されている農地のまとまりが、一定程度の面積となっている状態のことです。

農地の団地化は、作業効率を高めるとともに、経営面積を拡大するために必要な条件であることから、水田農業構造改革対策などの各種の施策において推進しています。

中山間地域等直接支払事業

（ちゅうさんかんとうちょくせつしはらいじぎょう）

中山間地域において、水源のかん養等の多面的機能を確保するため、耕作放棄地の発生防止など、適切な農業生産活動に対して、一定の条件の下で直接支払を実施する事業です。

登熟（とうじゅく）

米、麦、豆類の種子が次第に発育・肥大していくことをいいます。

特別栽培（とくべつさいばい）

化学肥料と化学合成農薬の使用量を、その地域の慣行栽培に比べて5割以上削減した栽培方法です。

トレーサビリティシステム

トレーサビリティとは、追跡が可能であることを意味します。問題発生時に食品の流通ルートを遡ることによって問題の原因把握、当該食品の回収・撤去を容易にする体制をいいます。

な

認定農業者（にんていのうぎょうしゃ）

「農業経営基盤強化促進法」に基づき、経営者自らが、経営規模の拡大や生産方式の合理化等に関する経営改善計画を作成し、市町村長の

認定を受けた農業者のことです。

農外所得（のうがいしょとく）

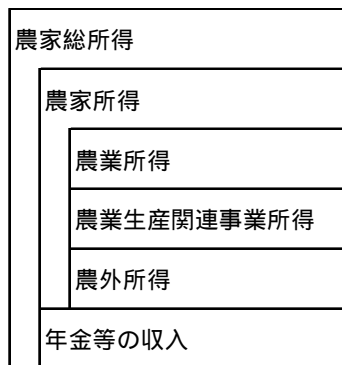
農家が、農業及び農業生産関連事業以外の事業活動や労働賃金等によって得た所得のことです。

農家所得（のうかしょとく）

農業所得、農業生産関連事業所得及び農外所得の合計のことです。

農家総所得（のうかそうしょとく）

農家所得と年金等の収入の合計のことです。



農業依存度（のうぎょういぞんど）

農家所得に占める農業所得の割合で、農家所得のうち、どれだけ農業所得に依存しているかを示す指標です。

農業産出額 [農業粗生産額]

（のうぎょうさんしゅつがく）

農業生産活動によって生産された最終産物の総生産額のことです。

農業生産関連事業所得

（のうぎょうせいさんかんれんじぎょうしょとく）

農業経営関与者が経営する農産加工、農家民宿、農家レストラン、観光農園、市民農園等の農業に関連する事業で得られた所得のことです。

農業者戸別所得補償制度

（のうぎょうしゃしょとくほしょうせいど）

食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持するため、販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図る制度です。対象作物は、水稻、麦、大豆など。

農地・水・環境保全向上対策

（のうちみずかんきょうほぜんこうじょうたいさく）

将来にわたって農業・農村の基盤を支え、環境の向上を図るため、地域ぐるみによる効果の高い共同活動や、農業者ぐるみによる先進的な営農活動を支援する制度です。

は

バイオマス

有機性（光合成によって作り出される生物由来の）資源の総称です。バイオマスは、太陽、水、炭酸ガス、植物があれば繰り返し生産及び活用することができます。

販売農家（はんばいのうか）

「販売農家」：農家の中で、経営耕地面積が30アール以上、または農産物販売額が50万円以上の農家のことです。

副業的農家（ふくぎょうてきのうか）

65才未満の農業従事60日以上の方がいない農家のことです。

ポジティブリスト制度（ぼじていぶりすとせいど）

基準が設定されていない農薬が一定量以上残留する食品の販売等を原則禁止する制度です。

ま

木質バイオマス燃料

(もくしつばいおますねんりょう)

木に由来する有機性資源の総称です。木材の他に枝葉、製材工場などの残材や建築廃材などを含みます。

や

有機農業(ゆうきのうぎょう)

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと、遺伝子組換え技術を利用しないこと、さらに農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した生産方式で行う農業のことです。

遊休農地(ゆうきゆうのうち)

遊休農地とは、農業経営基盤強化促進法第5条第2項第4号で「農地であって、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれるもの。」と定義されています。

ら

6次産業化(ろくじさんぎょうか)

1次産業の農林漁業者が、加工(2次)、販売・多様なサービス提供(3次)にかかわることで、生産物に新たな付加価値を加えて、収入の増加を目指すものです。

福島県農業・農村振興条例

目 次

前 文

第 1 章 総則（第 1 条 - 第 6 条）

第 2 章 農業及び農村の振興に関する基本施策

第 1 節 農業及び農村振興の基本方針（第 7 条）

第 2 節 農業及び農村振興の主要施策（第 8 条 - 第 18 条）

第 3 章 農業及び農村の振興に関する施策の推進（第 19 条 - 第 22 条）

附 則

福島県の農業及び農村は、緑豊かな恵まれた自然と広大な県土にはぐくまれ、食料の安定供給はもとより地域社会の形成と県民生活の向上に大きな役割を担うとともに、林業、水産業と連携を図りつつ、森・川・海とめぐる循環の理念の下、県土の保全にも重要な役割を果たしてきた。

近年、世界的な人口の増加による食料の不足、農産物の輸入自由化や食料の消費に関する構造の変化、農業就業人口の減少や高齢化及び耕作放棄地の増加、さらには新たな環境問題の発生など、農業及び農村を取り巻く状況が大きく変化している。

このような状況の下で本県の農業を魅力あるものとし活力のある農村を築き上げるには、大消費地に近接するという地理的な優位性、さらには平坦な地域、中山間地域と多様な地域特性を生かしながら、中通り、会津、浜通りと地域ごとに特色ある農業の展開を図ることが重要である。

また、試験研究及び普及の充実を図り、創意工夫に富んだ意欲ある担い手を育成し、農地を適切に保全しつつ、生産経費の低減を図りながら、安全かつ良質な食料の供給に努めることはもちろん、県土の保全や環境を調和した農業を推進する

とともに、良好な景観の形成といった農業及び農村が有する多面的な機能を発揮することが重要である。

加えて、農業及び農村の振興を進めていくためには、農業者自らの意欲はもとより、県民一人一人が農業に対する認識を共有しながら県産農産物の消費及び利用の促進を図ることが大切である。

このような考え方に立って、福島県の農業及び農村を貴重な財産としてはぐくみ、将来に引き継ぐとともに、広くその振興の方策を明らかにするために、この条例を制定する。

第 1 章 総 則

（目的）

第 1 条 この条例は、農業及び農村の振興に関する施策について、基本理念及びその実現を図るための基本となる事項を定め、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、環境と調和のとれた持続的に発展する農業の確立と豊かで住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第 2 条 農業は、その有する農産物の供給機能及び多面的機能（食料・農業・農村基本法（平成 11 年法律第 106 号）第 3 条に規定する多面的機能をいう。以下同じ。）の重要性にかんがみ、必要な農地、農業用水その他の農業資源及び農業の担い手が確保され、地域の特性に応じてこれらが効率的かつ安定的に組み合わせられた農業が確立されるときに、その持続的な発展が図られなければならない。

2 農村は、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしていることから、農産物の供給機能及

び多面的機能が適切かつ十分に発揮されるよう、農業の生産条件の整備及び生活環境の整備により、その振興が図られなければならない。

3 農業及び農村の振興は、安全な食料を安定的に供給することはもちろん、自然の有する循環機能の維持増進により、将来にわたって消費者及び生産者の安心を保障するものでなければならない。

(県の責務)

第3条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、国、市町村、農業者及び農業関係団体並びに消費者等と連携を図り、農業及び農村に関する施策を総合的に推進するよう努めるものとする。

2 県は、国に対して農業及び農村に関する施策の提言を積極的に行うよう努めるものとする。

(市町村の役割)

第4条 市町村は、当該市町村の自然的経済的社会的諸条件に応じた農業及び農村の振興に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(農業者及び農業関係団体の努力)

第5条 農業者及び農業関係団体は、自らが安全かつ良質な食料の安定的な供給及び農村における地域づくりの主体であることを認識し、農業及び農村の振興に関し積極的に取り組むよう努めるものとする。

(県民の役割)

第6条 県民は、農業及び農村に対する理解と関心を深め、農業及び農村への認識を広く共有するとともに、県産農産物の消費及び利用を進めることにより、農業及び農村の振興への協力に努めるものとする。

第2章 農業及び農村の振興に関する

基本施策

第1節 農業及び農村振興の基本方針

第7条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、農業及び農村の振興に関する施策を総合的かつ計

画的に推進するものとする。

一 農業の担い手の育成及び確保並びに地域の特性を生かした農業を促進すること。

二 魅力ある農業経営及び収益性の高い地域農業の確立を図ること。

三 安全かつ良質な食料供給の確立を図るとともに健全な食生活の普及及び定着に努めること。

四 環境と調和した持続的に発展する農業の確立を図るとともに林業及び水産業との連携に努めること。

五 豊かで住みやすく活力ある農村の構築を図ること。

第2節 農業及び農村振興の主要施策

(農業の担い手の確保等)

第8条 県は、意欲ある農業の担い手の確保及び効率的かつ安定的な農業経営体の育成を図るため、農業に関する教育及び研修の実施、就農支援その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業経営の安定等)

第9条 県は、農業経営の安定及び多様化を図るため、農業金融制度の充実、生産の組織化、情報技術の利用促進その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業生産性の向上)

第10条 県は、農業生産性の向上を図るため、生産基盤の整備、農地の流動化及び集団化の促進等優良農地の確保その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業技術の向上)

第11条 県は、農業技術の向上を図るため、試験研究体制を整備し、独自品種の研究開発、環境の保全に対応した農業技術の開発等を推進するとともに、その成果の普及その他必要な措置を講ずるものとする。

(地域の特性を生かした農業の促進)

第12条 県は、地理的優位性、多様な気象条件等の地域の特性を生かした農業を促進するため、

生産構造の変革の推進その他必要な措置を講ずるものとする。

(農産物の販路の拡大等)

第13条 県は、農産物の付加価値の向上、広域的集荷体制の強化及び販路の拡大を図るため、産地銘柄の確立、食品製造業等の農業に関する産業との連携強化の促進その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業関係団体との連携強化)

第14条 県は、持続的に発展する農業の実現を図るため、農地の利用集積、意欲ある農業の担い手の育成及び確保、農産物の生産集荷、販売戦略の展開等に関し、農業関係団体との連携を強化し、その活動に必要な支援措置を講ずるものとする。

(環境と調和した農業の推進)

第15条 県は、環境と調和し持続的に発展する農業の推進を図るため、農地の保全及び土、水、生物等の自然が有する循環機能の維持増進に必要な措置を講ずるものとする。

(都市と農村との交流の促進)

第16条 県は、活力ある農村の整備を図るため、農業者等の主体的な活動の支援、都市と農村との交流の促進その他必要な措置を講ずるものとする。

(中山間地域等の総合的な振興)

第17条 県は、中山間地域等(山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域をいう。以下同じ。)の総合的な振興を図るため、中山間地域等の農業生産基盤と生活環境を一体的に整備するとともに、地域資源を活用した産業の複合化を促進し、その他必要な措置を講ずるものとする。

(多面的機能に関する県民理解の促進)

第18条 県は、農業及び農村の有する多面的機能に関する県民の理解を促進するため、農業及び

農村に関する情報の提供、学習の機会の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

第3章 農業及び農村の振興に関する 施策の推進

(基本計画の策定)

第19条 知事は、農業及び農村の振興に関する基本施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画を策定しなければならない。

2 基本計画は、農業及び農村の振興に関する施策の基本的事項について定めるものとする。

3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、福島県農業振興審議会の意見を聴かなければならない。

(年次報告)

第20条 知事は、毎年、福島県議会に農業及び農村の動向並びに農業及び農村の振興に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第21条 県は、農業及び農村の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(啓発)

第22条 県は、農業及び農村の振興に関する県民理解の促進のための啓発活動その他必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

[平成13年3月27日公布(施行)]